

平成24年度

地方税に関する参考計数資料

平成24年1月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	平成24年度地方税及び地方譲与税収入見込額	1
2	平成24年度税制改正による事項別増減収見込額	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国(一般会計)と地方(普通会計)の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	平成24年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調	40
14	超過課税の状況	44
15	平成23年度法定外税の実施状況	46
16	平成22年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合	54
17	地方税の税率等の推移	56
18	平成22年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合	138
19	平成22年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況	140
20	平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況	142
21	平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況	150
	(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況(平成22年度)	160
22	県民経済計算	162
23	主要経済指標の推移	164

1 平成24年度地方税及び地方譲与税収入見込額

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平 成 24 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	134,952	3,036	137,988	484	7	491	138,479	3,527	102.6	41.1
2. 市 町 村 税	199,085	△ 1,257	197,828	258	4	262	198,090	△ 995	99.5	58.9
3. 合 計	334,037	1,779	335,816	742	11	753	336,569	2,532	100.8	100.0
地方法人特別譲与税	15,641	919	16,560	△ 1	5	4	16,564	923	105.9	4.7
再 計	349,678	2,698	352,376	741	16	757	353,133	3,455	101.0	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平 成 24 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	118,157	2,904	121,061	134	7	141	121,202	3,045	102.6	36.0
2. 市 町 村 税	215,880	△ 1,125	214,755	608	4	612	215,367	△ 513	99.8	64.0
3. 合 計	334,037	1,779	335,816	742	11	753	336,569	2,532	100.8	100.0
地方法人特別譲与税	15,641	919	16,560	△ 1	5	4	16,564	923	105.9	4.7
再 計	349,678	2,698	352,376	741	16	757	353,133	3,455	101.0	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平成 24 年 度						平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) — × 100 (A) (%)
		平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C) + (F)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	53,004	1,514	54,518		2	2	54,520	1,516	102.9
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割	596	△ 2	594				594	△ 2	99.7
	43,985	1,120	45,105		1	1	45,106	1,121	102.5
	1,398	△ 38	1,360				1,360	△ 38	97.3
	4,839	575	5,414		1	1	5,415	576	111.9
	1,432	△ 186	1,246				1,246	△ 186	87.0
	544	58	602				602	58	110.7
	210	△ 13	197				197	△ 13	93.8
2. 事業税	23,356	1,172	24,528	△ 6	5	△ 1	24,527	1,171	105.0
個人 法人	1,886	△ 257	1,629				1,629	△ 257	86.4
	21,470	1,429	22,899	△ 6	5	△ 1	22,898	1,428	106.7
3. 地方消費税	25,691	775	26,466				26,466	775	103.0
譲渡割 貨物割	19,523	△ 167	19,356				19,356	△ 167	99.1
	6,168	942	7,110				7,110	942	115.3
4. 不動産取得税	3,345	△ 83	3,262	3		3	3,265	△ 80	97.6
5. 道府県たばこ税	2,362	330	2,692				2,692	330	114.0
6. ゴルフ場利用税	533	△ 56	477				477	△ 56	89.5
7. 自動車取得税	1,920	△ 338	1,582	486		486	2,068	148	107.7
8. 軽油引取税	8,742	159	8,901	1		1	8,902	160	101.8
9. 自動車税	15,947	△ 270	15,677				15,677	△ 270	98.3
10. 鉱区税	4	0	4				4	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	30	△ 10	20				20	△ 10	66.7
普通税計	134,934	3,193	138,127	484	7	491	138,618	3,684	102.7
(II) 目的税									
1. 狩猟税	18	△ 1	17				17	△ 1	94.4
目的税計	18	△ 1	17				17	△ 1	94.4
(III) 道府県税小計	134,952	3,192	138,144	484	7	491	138,635	3,683	102.7
(IV) 東日本大震災による減免等	-	△ 156	△ 156				△ 156	-	-
(V) 道府県税計	134,952	3,036	137,988	484	7	491	138,479	3,527	102.6
地方法人特別譲与税	15,641	919	16,560	△ 1	5	4	16,564	923	105.9
再計	150,593	3,955	154,548	483	12	495	155,043	4,450	103.0

(単位：億円)

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平成 24 年 度						平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) — × 100 (A) (%)
		平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	84,258	3,040	87,298		4	4	87,302	3,044	103.6
個人均等割	1,788	△ 7	1,781				1,781	△ 7	99.6
所得割	66,023	1,636	67,659		2	2	67,661	1,638	102.5
法人均等割	4,052	△ 50	4,002				4,002	△ 50	98.8
法人税割	12,395	1,461	13,856		2	2	13,858	1,463	111.8
2. 固 定 資 産 税	89,753	△ 4,396	85,357	197		197	85,554	△ 4,199	95.3
土地	34,230	△ 750	33,480	197		197	33,677	△ 553	98.4
家屋	38,658	△ 3,380	35,278				35,278	△ 3,380	91.3
償却資産	15,904	△ 224	15,680				15,680	△ 224	98.6
純固定資産税小計	88,792	△ 4,354	84,438	197		197	84,635	△ 4,157	95.3
交付金	961	△ 42	919				919	△ 42	95.6
3. 軽自動車税	1,808	2	1,810				1,810	2	100.1
4. 市町村たばこ税	7,252	1,015	8,267				8,267	1,015	114.0
5. 鉱産税	23	△ 5	18				18	△ 5	78.3
6. 特別土地保有税	19	1	20				20	1	105.3
普通税計	183,113	△ 343	182,770	197	4	201	182,971	△ 142	99.9
(II) 目的税									
1. 入湯税	228	△ 20	208				208	△ 20	91.2
2. 事業所税	3,377	102	3,479				3,479	102	103.0
3. 都市計画税	12,367	△ 577	11,790	61		61	11,851	△ 516	95.8
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	15,972	△ 495	15,477	61		61	15,538	△ 434	97.3
(III) 市町村税小計	199,085	△ 838	198,247	258	4	262	198,509	△ 576	99.7
(IV) 東日本大震災による減免等	-	△ 419	△ 419				△ 419	-	-
(V) 市町村税計	199,085	△ 1,257	197,828	258	4	262	198,090	△ 995	99.5

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平 成 24 年 度					(E) —— ×100 (A) (%)
		平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C) + (D) (E)	平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E) - (A)	
1.地方揮発油譲与税	2,778	25	2,803		2,803	25	100.9
2.石油ガス譲与税	119	△ 6	113		113	△ 6	95.0
3.自動車重量譲与税	2,968	165	3,133	△ 249	2,884	△ 84	97.2
4.航空機燃料譲与税	131	△ 4	127		127	△ 4	96.9
5.特別とん譲与税	112	12	124		124	12	110.7
6.地方法人特別譲与税	15,641	919	16,560	4	16,564	923	105.9
合 計	21,749	1,111	22,860	△ 245	22,615	866	104.0

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 平成24年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度				
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計		
1 個人住民税 認定省エネ住宅（仮称）に係る住宅ローン減税制度の創設				0 0	△ △	1 1	△ △	1 1
2 法人住民税 地方公共団体情報処理機構（仮称）に係る非課税措置の創設				0 0	△ △	1 1	△ △	1 1
3 法人事業税	△	6	△	△	31		△	31
(1) 新関西国際空港株式会社及び指定会社に係る資本割の特例措置の創設	△	10	△	△	10		△	10
(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う措置	△	2	△	△	26		△	26
(3) その他		5		5				5
4 不動産取得税		3			3			3
(1) 都市再生緊急整備地域等において取得する一定の新築家屋に係る特例措置の廃止		4			4			4
(2) その他	△	1	△	△	1		△	1
5 自動車取得税		486			369			369
(1) エコカー減税の特例の見直し		490			380			380
参考 ・自動車取得税交付金を加味した増収見込額 ・自動車重量税の見直し（地方譲与分）		(140)		(110)		(270)		(380)
(2) 低公害車・低燃費車特例の見直し		8		8				8
(3) 先進安全自動車の取得に係る特例措置の創設	△	6	△	△	13		△	13
(4) バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る特例措置の創設	△	6	△	△	6		△	6
6 軽油引取税 課税免除措置の見直し		1 1		1 1				1 1
7 固定資産税			197			358		358
(1) 住宅用地に係る据置特例の見直し等			196			425		425
(2) 原子力発電所の事故に伴う避難等指示区域内の土地及び家屋に係る課税免除等					△	55	△	55
(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の創設					△	3	△	3
(4) 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した一定の償却資産に係る特例措置の創設					△	9	△	9
(5) 新関西国際空港株式会社等の業務用固定資産に係る特例措置の拡充					△	11	△	11
(6) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置の縮減			2			2		2
(7) 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る特例措置の廃止						3		3
(8) 鉄道・運輸機構がJR貨物に無償で貸し付けている土地に係る非課税措置の廃止						5		5
(9) その他			0			1		1
8 都市計画税			61			131		131
(1) 住宅用地に係る据置特例の見直し等			61			132		132
(2) その他			0		△	1	△	1
合計	484	258	742	342	487			829
国税の税制改正に伴うもの	7	4	11	127	156			283
個人住民税	1	2	3	101	152			253
法人住民税	1	2	3	2	4			6
法人事業税	5		5	24				24
再計	491	262	753	469	643			1,112

地方譲与税

地方法人特別譲与税	4		4	3			3
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	495	262	757	472	643		1,115

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	4,956,122	101.4	3,700,109	101.3
7	5,045,943	101.8	3,689,367	99.7
8	5,159,439	102.2	3,801,609	103.0
9	5,212,954	101.0	3,822,945	100.6
10	5,109,192	98.0	3,689,757	96.5
11	5,065,992	99.2	3,643,409	98.7
12	5,108,347	100.8	3,718,039	102.0
13	5,017,106	98.2	3,667,838	97.2
14	4,980,088	99.3	3,638,901	99.2
15	5,018,891	100.8	3,681,009	101.2
16	5,027,608	100.2	3,700,883	100.5
17	5,053,494	100.5	3,740,848	101.1
18	5,091,063	100.7	3,781,051	101.1
19	5,130,233	100.8	3,810,615	100.8
20	4,895,201	95.4	3,547,672	93.1
21	4,738,592	96.8	3,425,189	96.5
22	4,792,046	101.1	3,492,777	102.0
23 実績見込	4,701,000	98.1	3,423,000	98.0
24 見 込	4,796,000	102.0	3,494,000	102.1

- (注) 1 国内総生産（名目）は、平成22年度までは「国民経済計算」による実績、平成23年度実績見込及び平成24年度見込は「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成24年1月24日閣議決定）における額である。
- 2 国民所得は、平成22年度までは実績、平成23年度実績見込及び平成24年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。
- 3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成17年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成22年度までは実績、平成23年度実績見込及び平成24年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数17年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.4	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
5.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.2	110.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
7.6	122.6	12,061	106.1	4,499	117.9	31
8.6	113.2	13,425	111.3	5,272	117.2	32
8.6	100.0	14,556	108.4	5,439	103.2	33
10.8	125.6	16,239	111.6	6,109	112.3	34
13.2	122.2	19,249	118.5	7,442	121.8	35
15.7	118.9	23,911	124.2	9,065	121.8	36
16.4	104.5	28,874	120.8	10,567	116.6	37
19.0	115.9	33,088	114.6	12,129	114.8	38
21.4	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
22.1	103.3	43,651	114.2	15,494	110.7	40
25.9	117.2	50,262	115.1	17,686	114.1	41
30.6	118.1	57,255	113.9	21,495	121.5	42
35.2	115.0	67,296	117.5	25,801	120.0	43
41.1	116.8	80,339	119.4	30,902	119.8	44
45.6	110.9	98,149	122.2	37,507	121.4	45
46.4	101.8	119,095	121.3	42,358	112.9	46
51.2	110.3	146,183	122.7	50,044	118.1	47
57.6	112.5	174,739	119.5	64,913	129.7	48
52.0	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
49.6	95.4	256,545	112.1	81,548	99.0	50
55.0	110.9	289,070	112.7	95,641	117.3	51
56.8	103.3	333,621	115.4	110,052	115.1	52
60.7	106.9	383,470	114.9	122,371	111.2	53
65.6	108.1	420,779	109.7	140,315	114.7	54
67.0	102.1	457,808	108.8	158,938	113.3	55
68.3	101.9	491,653	107.4	173,255	109.0	56
68.0	99.6	511,333	104.0	186,286	107.5	57
71.8	105.6	523,069	102.3	198,413	106.5	58
77.8	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
79.7	102.4	562,935	104.5	233,165	108.5	60
79.6	99.9	587,171	104.3	246,282	105.6	61
84.4	106.0	632,201	107.7	272,040	110.5	62
91.7	108.6	664,016	105.0	301,169	110.7	63
95.7	104.4	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
100.4	104.9	784,732	107.9	334,504	105.2	2
99.7	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
93.8	94.1	895,597	106.9	345,683	98.6	4
90.4	96.4	930,764	103.9	335,913	97.2	5
93.2	103.1	938,178	100.8	325,391	96.9	6
95.2	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
98.4	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
99.5	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
92.7	93.2	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
95.1	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
99.2	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
90.1	90.8	974,317	99.8	355,488	100.0	13
92.7	102.9	948,394	97.3	333,785	93.9	14
95.4	102.9	925,818	97.6	326,657	97.9	15
99.1	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
100.7	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
105.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
108.1	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
94.4	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
86.1	91.2	961,064	107.2	351,830	88.9	21
				(358,234)	(90.6)	
93.8	108.9	947,750	98.6	343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
-	98.1	825,054	87.1	339,890	99.0	23 実績見込
				(355,547)	(99.5)	
-	106.1	818,647	99.2	341,282	100.4	24 見 込
				(357,846)	(100.6)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成22年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成23年度実績見込は地方財政計画額、平成24年度見込は地方財政計画額(通常収支分)である。

5 地方税収入総額は、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成24年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、()内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508) 百万円	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617) 億円	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 <367,165>	(361,605) [355,206]	58.4 <43.6>	(42.9) [42.2]
12		527,209 <379,358>	(377,145) [368,005]	59.7 <43.0>	(42.7) [41.7]
13		499,684 <356,149>	(330,078) [321,060]	58.4 <41.6>	(38.6) [37.5]
14		458,442 <334,172>	(296,345) [287,309]	57.9 <42.2>	(37.4) [36.3]
15		453,694 <340,612>	(282,827) [272,765]	58.1 <43.6>	(36.2) [35.0]
16		481,029 <343,833>	(314,162) [303,113]	58.9 <42.1>	(38.5) [37.1]
17		522,905 <364,797>	(347,749) [332,569]	60.0 <41.9>	(39.9) [38.2]
18		541,169 <357,191>	(347,332) [339,172]	59.7 <39.4>	(38.3) [37.4]
19		526,558 <376,208>	(363,874) [360,754]	56.7 <40.5>	(39.2) [38.8]
20		458,309 <329,594>	(294,249) [288,858]	53.7 <38.6>	(34.5) [33.8]
21		402,433 <300,653>	(228,354) [223,734]	53.4 <39.9>	(30.3) [29.7]
		【 395,693 】		【 52.5 】	
22		437,074 <308,602>	(232,311) [228,479]	56.0 <39.6>	(29.8) [29.3]
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23 実績見込		443,614 <307,700>	(247,634) [243,757]	56.6 <39.3>	(31.6) [31.1]
		【 427,957 】		【 54.6 】	
24 見込		452,830 <324,162>	(265,550) [264,275]	57.0 <40.8>	(33.4) [33.3]
		【 436,243 】		【 54.9 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は補正(第4号)後予算額、平成24年度見込は当初予算額である。
2 地方税は、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成24年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
3 国税欄の< >内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の< >内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政

地 方 税				租 税 総 額	区分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)		税 額 C	年度	
601 百万円			35.3	1,704 百万円	昭 和 5 年 度
557			35.7	1,559	8
632			34.5	1,834	10
757			20.5	3,690	14
879	(1,302) 百万円		15.1 (22.4)	5,810	16
986	(1,834)		7.9 (14.6)	12,527	20
1,883 億円	(2,968) 億円		24.8 (39.1)	7,585 億円	25
3,815	(5,636)		28.9 (42.8)	13,178	30
4,499	(6,386)		29.3 (41.6)	15,361	31
5,272	(7,597)		30.5 (43.9)	17,287	32
5,439	(8,003)		31.4 (46.1)	17,343	33
6,109	(9,027)		30.8 (45.5)	19,823	34
7,442	(10,914)		29.2 (42.9)	25,452	35
9,065	(13,537)		28.9 (43.2)	31,334	36
10,567	(15,750)		30.7 (45.7)	34,464	37
12,129	(18,292)		30.8 (46.4)	39,435	38
13,996	(20,942)		30.7 (45.9)	45,588	39
15,494	(23,156)		32.1 (48.0)	48,279	40
17,686	(26,576)		32.6 (48.9)	54,316	41
21,495	(32,037)		32.8 (49.0)	65,441	42
25,801	(37,662)		32.7 (47.7)	79,021	43
30,902	(46,566)		32.4 (48.8)	95,434	44
37,507	(56,691)		32.5 (49.2)	115,239	45
42,358	(63,414)		33.4 (50.0)	126,784	46
50,044	(75,708)		32.5 (49.2)	154,021	47
64,913	(99,149)		31.6 (48.3)	205,386	48
82,375	(126,587)		34.3 (52.8)	239,919	49
81,548	(117,540)		36.0 (51.9)	226,591	50
95,641	(137,401)		36.3 (52.1)	263,661	51
110,052	(160,303)		37.4 (54.5)	294,393	52
122,371	(181,335)		34.5 (51.1)	354,610	53
140,315	(201,556)		36.0 (51.7)	389,881	54
158,938	(239,148)		35.9 (54.0)	442,626	55
173,255	(263,121)		36.3 (55.1)	477,806	56
186,286	(265,132)		36.8 (52.4)	506,317	57
198,413	(276,561)		36.7 (51.2)	540,034	58
214,939	(308,683)		36.9 (53.0)	582,687	59
233,165	(335,973)		37.3 (53.8)	624,667	60
246,282	(348,458)		36.5 (51.6)	674,792	61
272,040	(388,028)		36.3 (51.7)	750,108	62
301,169	(433,154)		36.6 (52.6)	823,107	63
317,951	(486,024)		35.8 (54.7)	889,312	平 成 元 年 度
334,504	(510,442)		34.8 (53.0)	962,302	2
350,727	(525,922)		35.7 (53.5)	982,837	3
345,683	(506,498)		37.6 (55.1)	919,647	4
335,913	(495,637)		37.0 (54.6)	907,055	5
325,391	(465,128)		37.6 (53.7)	865,398	6
336,750	(479,173)		38.0 (54.1)	886,380	7
350,937	(507,431)		38.9 (56.2)	903,198	8
361,555	(530,105)		39.4 (57.8)	917,562	9
359,222	(508,224)		41.2 (58.3)	871,199	10
350,261	<475,235> (480,795) [487,194]		41.6 <56.4> (57.1) [57.8]	842,400	11
355,464	<503,315> (505,528) [514,668]		40.3 <57.0> (57.3) [58.3]	882,673	12
355,488	<499,023> (525,094) [534,112]		41.6 <58.4> (61.4) [62.5]	855,172	13
333,785	<458,055> (495,882) [504,918]		42.1 <57.8> (62.6) [63.7]	792,227	14
326,657	<439,739> (497,524) [507,586]		41.9 <56.4> (63.8) [65.0]	780,351	15
335,388	<472,584> (502,255) [513,304]		41.1 <57.9> (61.5) [62.9]	816,417	16
348,044	<506,152> (523,200) [538,380]		40.0 <58.1> (60.1) [61.8]	870,949	17
365,062	<549,040> (558,899) [567,059]		40.3 <60.6> (61.7) [62.6]	906,231	18
402,668	<553,018> (565,352) [568,472]		43.3 <59.5> (60.8) [61.2]	929,226	19
395,585	<524,300> (559,645) [565,036]		46.3 <61.4> (65.5) [66.2]	853,894	20
351,830	<453,609> (525,908) [530,528]		46.6 <60.1> (69.7) [70.3]	754,262	21
【 358,234 】			【 47.5 】	【 753,928 】	
343,163	<471,635> (547,926) [551,758]		44.0 <60.4> (70.2) [70.7]	780,237	22
【 357,323 】			【 45.8 】	【 780,198 】	
339,890	<475,804> (535,870) [539,747]		43.4 <60.7> (68.4) [68.9]	783,504	23 実 績 見 込
【 355,547 】			【 45.4 】	【 783,504 】	
341,282	<469,950> (528,562) [529,837]		43.0 <59.2> (66.6) [66.7]	794,112	24 見 込
【 357,846 】			【 45.1 】	【 794,089 】	

交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄、地方税欄の[]内は、()内の金額からさらに当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を国税については控除、地方税については加算した場合の金額である。

6 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和34年度	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23実績見込	1,075,105	825,054	76.7
24見 込	903,339	818,647	90.6

- (注) 1 国の歳出は平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は補正(第4号)後予算額、平成24年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、平成22年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成23年度実績見込は地方財政計画額、平成24年度見込は地方財政計画額(通常収支分)であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成24年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
26	44,346	7,228	2,723	9,951	16.3	6.1	22.4
27	52,159	8,422	3,078	11,500	16.1	5.9	22.0
28	60,015	9,420	3,361	12,781	15.7	5.6	21.3
29	65,917	9,333	3,659	12,992	14.2	5.6	19.7
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
31	78,962	10,862	4,499	15,361	13.8	5.7	19.5
32	88,681	12,015	5,272	17,287	13.5	5.9	19.5
33	93,829	11,904	5,439	17,343	12.7	5.8	18.5
34	110,421	13,714	6,109	19,823	12.4	5.5	18.0
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	5.6	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	5.9	19.3
38	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	5.7	18.7
39	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	5.8	19.0
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,700,109	540,007	325,391	865,398	14.6	8.8	23.4
7	3,689,367	549,630	336,750	886,380	14.9	9.1	24.0
8	3,801,609	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.8
9	3,822,945	556,007	361,555	917,562	14.5	9.5	24.0
10	3,689,757	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,643,409	492,139	350,261	842,400	13.5	9.6	23.1
12	3,718,039	527,209	355,464	882,673	14.2	9.6	23.7
13	3,613,335	499,684	355,488	855,172	13.8	9.8	23.7
14	3,557,610	458,442	333,785	792,227	12.9	9.4	22.3
15	3,580,792	453,694	326,657	780,351	12.7	9.1	21.8
16	3,638,976	481,029	335,388	816,417	13.2	9.2	22.4
17	3,658,783	522,905	348,044	870,949	14.3	9.5	23.8
18	3,752,258	541,169	365,062	906,231	14.4	9.7	24.2
19	3,787,290	526,558	402,668	929,226	13.9	10.6	24.5
20	3,518,834	458,309	395,585	853,894	13.0	11.2	24.3
21	3,392,234	402,433	351,830	754,262	11.9	10.4	22.2
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.7)	(10.6)	(22.2)
22	3,492,777	437,074	343,163	780,237	12.5	9.8	22.3
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(12.1)	(10.2)	(22.3)
23 実績見込	3,423,000	443,614	339,890	783,504	13.0	9.9	22.9
		(427,957)	(355,547)	(783,504)	(12.5)	(10.4)	(22.9)
24 見 込	3,494,000	452,830	341,282	794,112	13.0	9.8	22.7
		(436,243)	(357,846)	(794,089)	(12.5)	(10.2)	(22.7)

(注) 1 国民所得は、平成22年度までは実績、平成23年度実績見込額及び平成24年度見込は「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成24年1月24日閣議決定)における額である。
 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は補正(第4号)後予算額、平成24年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
 3 地方税は、平成22年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成23年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成24年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。
 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
21	516	51	567	709
22	2,422	259	2,681	3,351
23	5,710	995	6,705	8,381
24	7,929	1,776	9,705	12,131
25	6,854	2,263	9,117	11,396
26	8,688	3,272	11,960	14,950
27	10,122	3,699	13,821	17,276
28	10,630	3,792	14,422	18,028
29	10,387	4,072	14,459	18,074
30	10,311	4,201	14,512	18,140
31	11,830	4,900	16,730	20,913
32	12,924	5,671	18,595	23,244
33	12,657	5,784	18,441	23,051
34	14,421	6,425	20,846	26,058
35	18,772	7,757	26,529	33,161
36	23,035	9,377	32,412	40,515
37	24,543	10,852	35,395	44,244
38	27,760	12,330	40,090	50,113
39	31,756	14,068	45,824	57,280
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23 実績見込	349,482	267,767	617,249	771,561
	(337,147)	(280,102)	(617,249)	(771,561)
24 見 込	356,742	268,864	625,606	782,008
	(343,675)	(281,913)	(625,588)	(781,985)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成23年度及び平成24年度は、平成23年3月31日現在住民基本台帳人口、そのうち、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分 年 度	租 額		税 額		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 10 年度	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
61	674,792	100.0	523,391	77.6	151,401	22.4
62	750,108	100.0	583,967	77.9	166,141	22.1
63	823,107	100.0	642,804	78.1	180,303	21.9
平成 元 年度	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9
22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
23 実績 見 込	783,504	100.0	539,141	68.8	244,363	31.2
	(783,504)	(100.0)	(539,141)	(68.8)	(244,363)	(31.2)
24 見 込	794,112	100.0	547,813	69.0	246,299	31.0
	(794,089)	(100.0)	(547,790)	(69.0)	(246,299)	(31.0)

区 分 年 度	国 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%
昭和 10 年度	1,202	100.0	421	35.0
15	4,219	100.0	2,696	63.9
25	5,702	100.0	3,136	55.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4
35	18,010	100.0	9,784	54.3
40	32,785	100.0	19,416	59.2
45	77,732	100.0	51,344	66.1
50	145,043	100.0	100,583	69.3
55	283,688	100.0	201,628	71.1
60	391,502	100.0	285,170	72.8
61	428,510	100.0	313,144	73.1
62	478,068	100.0	350,270	73.3
63	521,938	100.0	382,228	73.2
平成 元 年度	571,361	100.0	423,926	74.2
2	627,798	100.0	462,971	73.7
3	632,110	100.0	463,073	73.3
4	573,964	100.0	405,520	70.7
5	571,142	100.0	396,582	69.4
6	540,007	100.0	359,567	66.6
7	549,630	100.0	363,519	66.1
8	552,261	100.0	360,476	65.3
9	556,007	100.0	352,325	63.4
10	511,977	100.0	303,397	59.3
11	492,139	100.0	281,293	57.2
12	527,209	100.0	323,193	61.3
13	499,684	100.0	297,393	59.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3
15	453,694	100.0	254,727	56.1
16	481,029	100.0	279,858	58.2
17	522,905	100.0	315,413	60.3
18	541,169	100.0	335,007	61.9
19	526,558	100.0	323,272	61.4
20	458,309	100.0	264,507	57.7
21	402,433	100.0	212,940	52.9
22	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)
	437,074	100.0	246,225	56.3
	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)
23 実績 見 込	443,614	100.0	251,957	56.8
	(427,957)	(100.0)	(236,300)	(55.2)
24 見 込	452,830	100.0	259,182	57.2
	(436,243)	(100.0)	(242,595)	(55.6)

地方税						区 分
総 額		直 接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	年 度
百万円	%	百万円	%	百万円	%	
632	100.0	587	92.9	45	7.1	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
246,282	100.0	210,247	85.4	36,035	14.6	61
272,040	100.0	233,697	85.9	38,343	14.1	62
301,169	100.0	260,576	86.5	40,593	13.5	63
317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6	平 成 元 年 度
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8	3
345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1	4
335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3	5
325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9	6
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	9
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	
339,890	100.0	287,184	84.5	52,706	15.5	23 実 績 見 込
(355,547)	(100.0)	(302,841)	(85.2)	(52,706)	(14.8)	
341,282	100.0	288,631	84.6	52,651	15.4	24 見 込
(357,846)	(100.0)	(305,195)	(85.3)	(52,651)	(14.7)	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は補正(第4号)後予算額、平成24年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釐区税、釐業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まず、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成24年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釐区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釐産税、特別土地保有税、目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の()内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娛樂施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娛樂施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地方税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方譲与税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国庫支出金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	その他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地方債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰越金
												都道府県計
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	市町村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地方税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方譲与税
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	国庫支出金
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	その他
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	小計
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	地方債
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	繰越金
												市町村計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	合計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地方税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方譲与税
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	国庫支出金等
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	その他
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	小計
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	地方債
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	繰越金
												合計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	都道府県
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地方税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地方譲与税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	地方交付税
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	国庫支出金
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	その他
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	小計
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	地方債
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	繰越金
												都道府県計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地方税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地方譲与税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地方交付税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国県支出金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	その他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地方債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰越金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市町村計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地方税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地方譲与税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地方交付税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国庫支出金等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	その他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地方債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰越金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成18年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	18,345,200	37.9	43.4
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	2,358,589	4.9	5.6
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	280,920	0.6	0.7
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,622,328	17.8	20.4
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	5,520,083	11.4	13.1
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	7,130,797	14.7	16.9
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	42,257,917	87.2	100.0
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	5,367,442	11.1	—
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	812,842	1.7	—
都道府県計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	48,438,201	100.0	—
市町村												
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,160,960	36.8	41.5
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	1,369,946	2.8	3.1
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	535,040	1.1	1.2
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	7,373,022	14.9	16.8
国 庫 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	7,110,662	14.4	16.2
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	9,236,267	18.7	21.1
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	43,785,897	88.7	100.0
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	4,297,209	8.7	—
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,278,824	2.6	—
市町村計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	49,361,930	100.0	—
純計												
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	36,506,160	39.9	45.7
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	3,728,536	4.1	4.7
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	815,960	0.9	1.0
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	15,995,350	17.5	20.0
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	10,447,116	11.4	13.1
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	12,321,272	13.5	15.4
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	79,814,394	87.2	100.0
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	9,622,265	10.5	—
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,091,666	2.3	—
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	91,528,325	100.0	—

(単位 百万円)

平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
20,793,974	43.1	49.9	20,012,065	41.7	48.4	16,508,841	32.4	38.8	15,932,318	31.8	38.3	都道府県
177,468	0.4	0.4	162,330	0.3	0.4	810,283	1.6	1.9	1,593,264	3.2	3.8	地 方 税
178,317	0.4	0.4	292,888	0.6	0.7	216,047	0.4	0.5	156,631	0.3	0.4	地 方 譲 与 税
8,176,235	16.9	19.6	8,119,540	16.9	19.7	8,184,136	16.1	19.2	8,766,464	17.5	21.1	地方特例交付金
5,137,245	10.6	12.3	5,750,978	12.0	13.9	8,516,808	16.7	20.0	6,253,231	12.5	15.0	地方交付税
7,237,568	15.0	17.4	6,976,023	14.5	16.9	8,292,243	16.3	19.5	8,853,942	17.7	21.3	国庫支出金
41,700,807	86.4	100.0	41,313,824	86.0	100.0	42,528,358	83.4	100.0	41,555,850	83.0	100.0	そ の 他
5,646,869	11.7	—	5,981,676	12.4	—	7,755,661	15.2	—	7,809,867	15.6	—	小 計
898,198	1.9	—	750,317	1.6	—	684,181	1.3	—	700,395	1.4	—	地 方 債
48,245,874	100.0	—	48,045,817	100.0	—	50,968,200	100.0	—	50,066,112	100.0	—	繰 越 金
												都道府県計
19,472,842	39.3	44.0	19,546,461	38.9	43.4	18,674,113	34.9	39.6	18,384,012	34.1	38.9	市町村
537,095	1.1	1.2	516,496	1.0	1.1	486,267	0.9	1.0	475,925	0.9	1.0	地 方 税
133,666	0.3	0.3	246,220	0.5	0.5	245,964	0.5	0.5	226,534	0.4	0.5	地 方 譲 与 税
7,026,510	14.2	15.9	7,286,542	14.5	16.2	7,636,101	14.3	16.2	8,427,087	15.6	17.8	地方特例交付金
7,515,034	15.2	17.0	8,257,723	16.4	18.3	10,861,001	20.3	23.0	10,973,476	20.4	23.2	地方交付税
9,527,154	19.2	21.5	9,213,110	18.3	20.4	9,269,697	17.3	19.7	8,815,047	16.4	18.6	国庫支出金
44,212,301	89.3	100.0	45,066,552	89.7	100.0	47,173,143	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	そ の 他
3,974,571	8.0	—	3,970,672	7.9	—	4,666,867	8.7	—	5,184,960	9.6	—	小 計
1,312,604	2.7	—	1,176,303	2.3	—	1,714,707	3.2	—	1,366,984	2.5	—	地 方 債
49,499,476	100.0	—	50,213,527	100.0	—	53,554,717	100.0	—	53,854,025	100.0	—	繰 越 金
												市町村計
40,266,817	44.2	50.7	39,558,526	42.9	49.2	35,182,954	35.8	42.1	34,316,330	35.2	41.6	純計
714,562	0.8	0.9	678,826	0.7	0.8	1,296,551	1.3	1.6	2,069,189	2.1	2.5	地 方 税
311,983	0.3	0.4	539,108	0.6	0.7	462,011	0.5	0.6	383,165	0.4	0.5	地 方 譲 与 税
15,202,745	16.7	19.2	15,406,082	16.7	19.2	15,820,237	16.1	18.9	17,193,551	17.6	20.8	地方特例交付金
10,254,113	11.2	12.9	11,615,285	12.6	14.5	16,765,312	17.0	20.1	14,234,558	14.6	17.3	地方交付税
12,635,930	13.9	15.9	12,566,944	13.6	15.6	14,043,706	14.3	16.8	14,277,809	14.6	17.3	国庫支出金等
79,386,150	87.1	100.0	80,364,771	87.2	100.0	83,570,771	85.0	100.0	82,474,602	84.6	100.0	そ の 他
9,584,445	10.5	—	9,922,067	10.8	—	12,396,036	12.6	—	12,969,520	13.3	—	小 計
2,210,802	2.4	—	1,926,621	2.1	—	2,398,888	2.4	—	2,067,379	2.1	—	地 方 債
91,181,397	100.0	—	92,213,459	100.0	—	98,365,695	100.0	—	97,511,501	100.0	—	繰 越 金
												合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉦区税	274	—	335	—	329	—	383	—	414	—
漁業権税	48	—	50	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者税	294	—	366	—	308	—	351	—	315	—
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税	7,331	—	1,782	—	672	—	258	—	4,580	—
水利地益税	50	—	23	—	5	—	2	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	—	—	—	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土家地屋	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
償却資産	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
純固定資産税小計	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
交付金	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	—	1,887	—	2,126	—	2,400	—	—	—
荷車税	1,175	2.4	1,189	2.0	1,229	1.8	1,245	1.8	—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉦産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	—	484	—	323	—	814	—	843	—
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	—	303	—	349	—	339	—	305	—
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- (注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人 分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法 人 分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人 分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	(遊 興 飲 食 税)
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	自 動 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 区 税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	漁 業 権 税
321	—	408	—	730	—	690	—	387	—	狩 猟 者 税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	法 定 外 普 通 税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水 利 地 益 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地 屋
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 賃 却 資 産
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	純 固 定 資 産 税 小 計
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	交 付 金
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	納 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	自 転 車 荷 車 税
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廣 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入 湯 税 (目 的 税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,179	—	9,053	—	都 市 計 画 税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水 利 地 益 税
19	—	17	—	33	—	17	—	16	—	共 同 施 設 税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。

10 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦区税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105	}	4,926	}	5,824	}	4,545	}	4,441	}
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦産税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16	}	18	}	20	}	21	}	26	}
計	395,288		100.0		462,297		100.0		534,098	
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道 府 県 民 税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個人均等割
								197,116	11.4	{ 所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法人均等割
								125,112	7.2	{ 法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事 業 税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不 動 産 取 得 税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娛 楽 施 設 利 用 税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料理飲食等消費税
										{ (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自 動 車 税
825		802		846		878		861		鉦 区 税
393		435		491		546		604		{ 狩 猟 者 登 録 税
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	{ (狩猟免許税)
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		法 定 外 普 通 税
15		2		1		1		15		道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	旧 法 に よ る 税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	自 動 車 取 得 税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	軽 油 引 取 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	入 猟 税
										計
										市 町 村 税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固 定 資 産 税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地 税
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋 税
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産 税
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純 固 定 資 産 税 小 計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽 自 動 車 税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市 町 村 た ば こ 消 費 税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電 気 ガ ス 税
2,420	0.6	2,506	0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木 材 引 取 税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法 定 外 普 通 税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧 法 に よ る 税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水 利 地 益 税
26		4		3		3		3		共 同 施 設 税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税 旧法による税	3,542 6		2,946 4		1,853 101		1,815 110		2,582 33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家 屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電 気 税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガ ス 税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉦 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地 方 税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道府県民税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,855	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592	0.1	530	0.1	993	0.2	961	0.2	1,029	0.2	鉾 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
183		355		821		3,401		4,589		法定外普通税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		道府県固定資産税
6		4		1		3		0		旧法による税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	自動車取得税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	軽油引取税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	入 猟 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	計
										市町村税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市町村民税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償却資産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交付金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納付金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電気ガス税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉾 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木材引取税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特別土地保有税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法定外普通税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税
7,153	5.1	8,790	6.2	9,318	6.2	12,677	7.5	13,172	7.4	入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事業所税
195,498		224,990		252,487		372,479		424,715		都市計画税
265		257		267		282		294		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,938		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉾 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地 税
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋 税
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産 税
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉾 産 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,230,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,912,205	19.6	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道府県民税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613	0.3	594	0.2	580	0.2	537	0.2	492	0.3	鉾 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903		21,256		21,980		20,467		20,211		法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
市町村税										
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市町村民税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償却資産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交付金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉾 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006	8.2	20,823	8.3	21,733	8.3	22,207	7.9	22,612	8.2	入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515		1,304,476		1,369,145		1,325,671		1,352,233		都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉱 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地 税
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋 税
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産 税
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉱 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

（単位 百万円）

区 分	平成21年度		平成22年度	
	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5
鉦区税	394		393	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3
道府県固定資産税	18,551		5,193	
旧法による税	12		7	
狩猟税	1,993	0.0	1,871	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0
市町村税				
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1
家屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9
鉦産税	1,950	0.0	1,754	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0
入湯税	22,790		22,349	
事業所税	327,465		329,464	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9
水利地益税	37		34	
共同施設税	—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0
地方税	35,182,954	—	34,316,330	—

（注）平成21年度及び平成22年度の自動車取得税及び軽油引取税の税額には、平成21年度改正前の目的税分を含む。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度
均等割		26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人
所得割		13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成23年度は東日本大震災
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条例で定める
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の非課税措置
 所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18年度までの

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度
第 事一 業種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235
第 事二 業種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145
第 事三 業種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870
総計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度
普 法通 人口	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279
特 公 人 清 特	別法人	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人
	益法人等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730
	格なき社団等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384
	算法人	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553
課 税 入 法 金 人 額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282
	計	184	243	267	324	362	382	398
総計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度
法 法 固	人 人 定	均 税 資	等 割 産	割 割 産	割 割 税	割 割 税	割 割 税	割 割 税
均等割		616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人
法人税		585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275
固定資産税		18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成23年度においては東日本大震災の影響

7	12	17	19	20	21	22	23
45,441,915 人 51,050,417	46,570,162 人 51,634,930	55,400,971 人 51,361,677	59,846,597 人 55,627,624	60,381,477 人 56,094,654	60,456,903 人 56,108,704	59,359,667 人 54,773,740	59,302,671 人 54,688,010

の影響により把握できていないため、宮城県女川町及び福島県南相馬市等20団体については前年度調査の数値を用いている。
一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。
が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度以前と同様、
所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

7	12	17	18	19	20	21	22
1,319,743 人 11,115 1,330,858	1,030,237 人 32,695 1,062,932	909,915 人 21,033 930,948	891,468 人 18,788 910,256	874,348 人 19,313 893,661	854,812 人 21,478 876,290	779,828 人 23,368 803,196	684,352 人 20,950 705,302
1,601 人 59 1,660	1,355 人 81 1,436	1,021 人 34 1,055	1,062 人 30 1,092	1,031 人 15 1,046	1,076 人 17 1,093	892 人 23 915	898 人 20 918
218,623 人 2,429 221,052	194,654 人 6,450 201,104	181,613 人 4,406 186,019	179,029 人 4,713 183,742	179,366 人 4,814 184,180	180,536 人 5,128 185,664	172,763 人 5,535 178,298	159,715 人 5,151 164,866
1,553,570	1,265,472	1,118,022	1,095,090	1,078,887	1,063,047	982,409	871,086

7	12	17	18	19	20	21	22
114,527 人 2,298,605 2,413,132	122,128 人 2,354,731 2,476,859	126,662 人 2,381,754 2,508,416	128,503 人 2,402,347 2,530,850	129,904 人 2,413,968 2,543,872	130,603 人 2,404,461 2,535,064	129,918 人 2,387,255 2,517,173	126,795 人 2,341,336 2,468,131
77,022 人 28,114 5,565 18,003	87,289 人 31,792 7,158 30,692	89,462 人 43,080 12,151 34,111 416	91,134 人 45,696 12,406 35,718 1,107	96,378 人 48,134 12,999 36,282	93,528 人 48,933 13,074 38,106	92,793 人 50,357 12,875 39,729	91,628 人 51,812 12,686 36,985
116 人 269 385	149 人 950 1,099	143 人 1,221 1,364	153 人 1,208 1,361	159 人 1,317 1,476	173 人 1,550 1,723	172 人 1,585 1,757	189 人 1,632 1,821
2,542,221	2,634,889	2,689,000	2,718,272	2,739,141	2,730,428	2,714,684	2,663,063

7	12	17	19	20	21	22	23
3,339,390 人 3,238,327 39,469,959	3,563,841 人 3,412,841 43,096,333	3,670,576 人 3,508,610 45,551,292	3,714,524 人 3,562,851 46,163,101	3,760,852 人 3,590,826 46,794,056	3,688,980 人 3,611,162 47,266,179	3,741,322 人 3,586,740 47,530,329	3,691,665 人 3,574,429 47,405,271

により把握できていないため、宮城県女川町及び福島県南相馬市等20団体については前年度調査の数値を用いている。

13 平成 23 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,743	2	1,747	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 23 年 4 月 1 日現在)による。
 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。
 3 平成 23 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
 夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)
 4 平成 23 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
 北本市 5.4% (平成 23 年度分) 大治町 5.6% (平成 23 年度分)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,743	2	1,747	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。
 2 平成 23 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
 夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から)
 3 平成 23 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
 北本市 2,700 円 (平成 23 年度分) 大治町 100 円 (平成 23 年度分)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
		12.6% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	22
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	98	2	10	9	235	256	354	150
人口 5 万未満の市	74	5	6	7	145	163	237	17
町 村	546	10	19	27	305	361	907	31
合 計	720	17	35	43	689	784	1,504	220
構 成 比	47.9%	1.1%	2.3%	2.9%	45.8%	52.1%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	22	1	—	—	4	5	27	1
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	376	—	1	—	127	128	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,333	1	4	1	384	390	1,723	1
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.3%	22.6%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	22	1	—	—	4	5	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	369	—	2	—	133	135	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,326	1	5	1	390	397	1,723	1
構 成 比	—	77.0%	0.1%	0.3%	0.1%	22.6%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	135	136	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,324	1	4	1	393	399	1,723	1
構 成 比	—	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.2%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	1	—	135	136	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,324	1	4	1	393	399	1,723	1
構 成 比	—	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.2%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100円～ 439,900円	440,000円～ 463,900円	464,000円～ 479,900円	480,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100円～ 450,900円	451,000円～ 474,900円	475,000円～ 491,900円	492,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100円～ 1,924,900円	1,925,000円～ 2,029,900円	2,030,000円～ 2,099,900円	2,100,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100円～ 3,299,900円	3,300,000円～ 3,479,900円	3,480,000円～ 3,599,900円	3,600,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	16
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	469	92.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	38	7.5	507	100.0	259
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	38	7.5	—	—								
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	201	80.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	47	18.7	251	100.0	182
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	50	19.9	—	—								
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	866	92.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	55	5.9	938	100.0	436
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	17	1.8			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	72	7.7	—	—								
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,565	90.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	140	8.1	1,725	100.0	893
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	20	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	160	9.3	—	—								

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

(単位 百万円)

税目	昭和40年度決算	昭和49年度決算		昭和50年度決算		昭和51年度決算		昭和52年度決算		昭和53年度決算		昭和54年度決算		昭和55年度決算		昭和56年度決算		昭和57年度決算	
	昭和48年度決算	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税	該当 なし	1	(-)	20	4,616	42	37,900	44	53,841	44	56,575	44	68,294	44	79,876	45	89,712	45	93,873
法人税割		1	11,335	2	38,453	4	53,670	5	71,994	5	88,504	6	107,545	7	129,712	7	141,934	7	148,568
事業税		1	(該当なし)	1	796	1	1,109	1	1,003	1	1,274	1	1,311	1	1,180	1	1,051	1	928
自動車税		-	11,335	-	43,865	-	92,679	-	126,838	-	146,353	-	177,150	-	210,768	-	232,697	-	243,369

税目	昭和58年度決算		昭和59年度決算		昭和60年度決算		昭和61年度決算		昭和62年度決算		昭和63年度決算		平成元年度決算		平成2年度決算		平成3年度決算		平成4年度決算	
	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税	45	95,294	46	111,826	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	45	121,606	45	100,328
法人税割	7	148,499	7	168,770	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968	7	172,714	7	142,982
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	243,793	-	280,596	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396	-	294,320	-	243,310

税目	平成5年度決算		平成6年度決算		平成7年度決算		平成8年度決算		平成9年度決算		平成10年度決算		平成11年度決算		平成12年度決算		平成13年度決算		平成14年度決算	
	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776
法人均等割	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537
法人税割	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805

税目	平成15年度決算		平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度決算		平成20年度決算		平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度決算見込	
	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472	31	18,498
個人均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	1	2,471
所得割	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985	31	9,177
法人均等割	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400	46	83,890
法人税割	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702	8	88,442
事業税	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8	1	11
自動車税	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040	-	202,489

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

(単位 百万円)

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成12年度決算	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算見込
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	239,376	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	202,011	220,749	192,301
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	22	20	-	-	-	2	2	1,498	1,690	1,623
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	75	70	68
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	13,990	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	14,601	15,314	14,737
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	225,364	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	185,836	203,675	175,873
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,858	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	37,706	37,189	36,872
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,733	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	12,339	12,071	11,844
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,067	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	15,813	16,068	16,308
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,058	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	9,554	9,051	8,720
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	443	483	501	528	497	509	564	666	715	702
飲産税	48	96	144	217	190	88	51	11	9	9	9	9	9	7	8	9	9
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	22	25	21	24	23	23	24	23	23	23
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	280,710	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	240,413	258,685	229,907

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

(単位 百万円)

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成12年度決算	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算見込
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	462,972	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	419,773	467,725	432,396

15 平成23年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成24年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から 条例で定める欠減数量 を控除した数量	揮発油の精製業者又は 輸入業者その他これら に類する者のうち県内 に事務所を設けて揮発 油の販売を業とするも ので知事が指定するも の(元売業者)	申告納付	1,500円/k1	S47.6.1施行 (H19.4.1) 1,001
福井県	核燃料税	①発電用原子炉への 核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入 した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の 100分の8.5	S51.11.10施行 (H23.11.10)
		②発電用原子炉を設置 して行う発電事業	②発電用原子炉の 熱出力			②45,750円/kW (3ヶ月)	7,449
福島県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額(福島 県については価額及び 重量)	発電用原子炉の設置者	申告納付	従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg	S52.11.10施行 (H19.12.31) 4,645
愛媛県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54.1.16施行 (H21.1.16) 2,430
佐賀県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54.4.1施行 (H21.4.1) 1,740
島根県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 723
静岡県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55.4.1施行 (H22.4.1) 944
鹿児島県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.1施行 (H20.6.1) 1,612
宮城県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.21施行 (H20.6.21) 618
新潟県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の14.5	S59.11.15施行 (H21.11.15) 1,275
北海道	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S63.9.1施行 (H20.9.1) 735
石川県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	H4.10.8施行 (H19.10.8) 1,002

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉への核燃料の挿入	①原子炉に挿入した核燃料の価額	①原子炉設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の13	S53. 10. 18施行
		②使用済燃料の受入れ	②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量	②再処理事業者		②46,000円/kg	(H21. 4. 1)
		③高放射性廃液の保管	③高放射性廃液の数量	③再処理事業者		③1,219,000円/m ³	1,157
		④ガラス固化体の保管	④ガラス固化体の容器の数量	④再処理事業者		④1,219,000円/本	
		⑤放射性廃棄物の発生	⑤放射性廃棄物の容器の容量	⑤原子力事業者		⑤81,100円/m ³	
		⑥放射性廃棄物の保管	⑥放射性廃棄物の容器の容量	⑥原子力事業者		⑥3,900円/m ³	
青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①16,500円/kg	H3. 9. 28施行
		②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の10 (当面の間100分の12)	(H18. 9. 28)
		③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③19,400円/kg	15,064
		④使用済燃料の貯蔵	④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
		⑤廃棄物の埋設	⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑤廃棄物埋設事業者		⑤23,700円/m ³	
		⑥廃棄物の管理	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥廃棄物管理事業者		⑥728,700円/本	
神奈川県	臨時特例企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13. 8. 1施行 (H21. 3. 31失効) 18

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
- 神奈川県臨時特例企業税は、平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の臨時特例企業税については、同日後も効力を有しているため、記載している。

(2) 市町村法定外普通税

平成24年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
神奈川県 中井町	砂利採取 税	砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	洗浄した 砂利 1 m ³ …30円 その他 1 m ³ …15円	S47. 6. 1施行 (H19. 6. 1) 5
神奈川県 山北町	砂利採取 税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1 m ³ …10円 砂利 1 m ³ …15円	S57. 4. 1施行 (H19. 4. 1) 7
静岡県 熱海市	別荘等所 有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1 m ² …年 650円	S51. 4. 1施行 (H23. 4. 1) 560
福岡県 太宰府市	歴史と文 化の環境 税	有料駐車場に駐車する 行為	有料駐車場に駐車する 台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車（自転車を除く）…50円 乗車定員10人以下の 自動車…100円 乗車定員10人超29人 以下の自動車…300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15. 5. 23施行 61
鹿児島県 薩摩川内 市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済 核燃料（使用済核燃料 集合体）の数量（1発 電用原子炉につき157体 を超える分）	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15. 11. 1施行 (H21. 1. 5) 354
東京都 豊島区	狭小住戸 集合住宅 税	豊島区内における狭小 住戸（専用面積30m ² 未 満の住戸）を有する集合 住宅の建築等	区内に新たに生ずる集 合住宅の狭小住戸の戸 数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 403

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成24年1月現在

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量1000トン未満は免税	H14.4.1施行 183
滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量500トン未満は免税	H16.1.1施行 45
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 451
広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H20.4.1) 581
鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H20.4.1) 6
青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 205
岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 69
秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 211

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 134
山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 219
新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 146
京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 61
宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 340
島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H22.4.1) 492
熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 152
福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 581
愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 753

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 74
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10.1施行 794
山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 159
愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19.4.1施行 263
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 225
佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 91
長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 104
大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再利用その他の適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 234
鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 91
宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17.4.1施行 265

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円	H14.10.1施行 1,037
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行 22

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成24年1月現在

団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
京都府 城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取	山砂利採取に起因する環境整備に要する経費	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ …40円	S43.12.1施行 (H23.6.1) 17
山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1 施行 10
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/ト	H15.10.1施行 1,161
新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 573
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行 4
沖縄県 伊平屋村	環境協力税	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H20.7.1施行 3
沖縄県 渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する回数	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)	H23.4.1施行 平年度見込額 10

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 ○ 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。(従前は法定外普通税であり、平成22年度決算額は法定外普通税としての税収)
 ○ 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。
 ○ 沖縄県渡嘉敷村の環境協力税の税収額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

16 平成22年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合

(単位 百万円、%)

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	B A	金額 C	C A	金額 D	D A	金額 E	E A	金額 F	F A
札幌	843,071	275,077	32.6	102,727	12.2	197,388	23.4	77,269	9.2	190,611	22.6
仙台	410,827	172,525	42.0	24,609	6.0	74,733	18.2	57,884	14.1	81,075	19.7
さいたま	438,285	216,551	49.4	5,252	1.2	79,729	18.2	53,641	12.2	83,113	19.0
千葉	371,566	169,515	45.6	5,026	1.4	61,331	16.5	57,011	15.3	78,684	21.2
横浜	1,399,135	700,675	50.1	16,032	1.1	262,751	18.8	134,541	9.6	285,135	20.4
川崎	607,607	281,991	46.4	650	0.1	112,533	18.5	72,740	12.0	139,693	23.0
相模原	235,975	106,913	45.3	3,972	1.7	48,233	20.4	28,786	12.2	48,073	20.4
新潟	354,109	117,664	33.2	47,665	13.5	66,337	18.7	49,688	14.0	72,754	20.5
静岡	277,309	125,008	45.1	14,976	5.4	52,359	18.9	40,456	14.6	44,511	16.1
浜松	286,068	123,762	43.3	23,232	8.1	58,518	20.5	30,522	10.7	50,035	17.5
名古屋	1,034,736	476,220	46.0	4,648	0.4	176,765	17.1	122,584	11.8	254,518	24.6
京都	781,733	245,235	31.4	65,397	8.4	148,125	18.9	106,150	13.6	216,827	27.7
大阪	1,642,643	626,018	38.1	47,970	2.9	382,254	23.3	147,369	9.0	439,033	26.7
堺	326,925	131,589	40.3	24,432	7.5	88,575	27.1	34,315	10.5	48,014	14.7
神戸	794,584	267,135	33.6	78,647	9.9	159,027	20.0	98,692	12.4	191,084	24.0
岡山	261,039	108,777	41.7	34,990	13.4	52,878	20.3	27,040	10.4	37,355	14.3
広島	589,240	201,142	34.1	42,345	7.2	128,166	21.8	76,153	12.9	141,435	24.0
北九州	537,939	157,588	29.3	59,057	11.0	103,346	19.2	68,398	12.7	149,550	27.8
福岡	769,396	265,394	34.5	43,353	5.6	142,116	18.5	77,722	10.1	240,810	31.3
計	11,962,188	4,768,778	39.9	644,977	5.4	2,395,163	20.0	1,360,960	11.4	2,792,309	23.3

- (注) 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標 準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年 度から適用するこ ととされたが、同 年度において再び 法改正が行われ、 実施されなかつ た。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創設 (昭和42年1月1日 以後に支払を受ける べき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいづれ が多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計 算した場合の課 税短期譲渡所得 金額に対する税 額の110%相当 額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50,51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

(注) 2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度	58	59
項目		
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設)配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものの、又

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡 に係る分は従前の税率適用）

は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者 である特定扶養親 族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置 として平成4年1月1日から平成5年3 月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換) の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000万円を控除した金額の1.6%に相 当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税制 度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ㊷ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ㊸ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ㊹ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得 ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (創設 (平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。

6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。

7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ) について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ) について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額 (7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除する (平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する (平成 18 年度改正による。)
- 4 平成 19 年度欄において、所得割については平成 18 年度改正、それ以外については平成 19 年度改正によるものである。
- 5 平成 20 年度欄において、配当割 (※を除く。)については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した 金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 20 年度) 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額 の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株 式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を 受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当に係る税率 5%</p> <p>(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受け るべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の 株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受 ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等 に対する税率（～平成21年度） 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成26年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円 以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円 を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000万円を控除した金額の2%に相当 する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成26年度） (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成22年度～平成24年度） 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る 配当所得に対する税率 （平成22年度～平成24年度） 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% （平成23年1月1日から平成23年12月31日ま での間に支払を受けるべき上場株式等の配当等 に係る税率 3%）</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択し た特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る 税率 5% （平成23年1月1日から平成23年12月31日ま での間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株 式等の譲渡所得等に係る税率 3%）</p>	<p>配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% （平成24年1月1日から平成25年 12月31日までの間に支払を受け るべき上場株式等の配当等に係る 税率 3%）</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉 徴収を選択した特定口座）内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% （平成24年1月1日から平成25年 12月31日までの間に支払を受ける 源泉徴収口座内の上場株式等の譲 渡所得等に係る税率 3%）</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。
2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。
3 平成23年度欄については、平成23年度改正（平成23年6月）によるものである。
4 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正（平成23年12月）によるものである。
5 平成25年度欄については、平成23年度改正（平成23年6月）によるものである。
6 平成26年度欄については、平成23年度改正（平成23年12月）によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度) 年額 1,500 円</p> <p>[本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額]</p>

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42	45
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 資本の金額又は出 資金額が 1,000 万 円を超える法人 年 1,000 円 上記法人以外の法 人等 年 600 円	法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%

年度 項目	昭和 53 年度	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円 以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円 以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円 以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額・資本の金額又は出資金額と資本積立金との合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	20
税 率	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付
	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円	
税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち 助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び 第 3 種事業 6% 第 3 種事業のうち 助産婦業等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%
事業専従者 控除等				特別所得税が 事業税の第 3 種事業とされ た。			

年度 項目	昭和 43 年度	44	45	46	47	48	49	50
事業主控除等			事業主控除 年 320,000 円	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円
税率								制限税率が設けら れた。 (標準税率の 1.1 倍)
事業専従者 控除等	事業専従者控 除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控 除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円			事業専従者控 除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控 除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)

33	34	37	39	40	41	42
	基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円
		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%				
事業専従者控除 (青色) 年 80,000円		事業専従者控除 (白色) 年 50,000円 (青色の年 80,000 円についても法律 に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円

51	52	60	63	平成2年度	5	8	11
事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円	事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年 2,700,000円		事業主控除 年 2,900,000円
事業専従者控除 (白色) 年 400,000円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 600,000円 その他の事業専 従者 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 800,000円 その他の事業専 従者 年 470,000円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 860,000円 その他の事業専 従者 年 500,000円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。

(注) 2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額 課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上 の道府県 に事務所 等を有す る法人で 資本金等 500 万円 以上の法 人の所得 及び清算 所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上 の道府県に事務所 等を有する法人で 資本金等 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超 及び清算所得 8% ただし、3 以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500 万円以上の法人 の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び 清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び 清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 700 万円以下 9% 年 700 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 及び清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間 に終了する法人につい ては次による。 普通法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 600 万円以下 9% 年 600 万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率 が設けら れた。 標準 税率 の 1.1 倍</p>	<p>特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 及び清算所得 8% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 9% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超 及び清算所得 11% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 11%</p> <p>特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 及び清算所得 7.5% ただし、3 以上の 道府県に事務所等を 有する法人で資本金 等 1,000 万円以上の 法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 及び清算所得 9.6% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 9.6%</p> <p>特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 及び清算所得 6.6% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 7.9% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 1.3% ※上記税率は恒久的な 減税として法附則 40 ⑩に定められている ものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは 異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度	16	
項目		
税 率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超 7.2% 及び清算所得 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下 の法人、公益法人等及び投資法人等 所 得 割 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超 及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所 得 割 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等に] [ついては年10億円超 7.9%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等に] [ついては年10億円超 7.9%] 収入金額課税法人 収 入 割 1.3%
	※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。 制限税率が引き上げられた。[標準税率の1.2倍]	
そ の 他		

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。

(注) 2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
付加価値割	0.48%	所得割	
資本割	0.2%	年400万円以下	2.7%
所得割		年400万円超800万円以下	4.0%
年400万円以下	1.5%	年800万円超	
年400万円超800万円以下	2.2%	及び清算所得	5.3%
年800万円超		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	
及び清算所得	2.9%	資本金等1,000万円以上の法人の所得	5.3%
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で		特別法人	
資本金等1,000万円以上の法人の所得	2.9%	所得割	
		年400万円以下	2.7%
		年400万円超	
		及び清算所得	3.6%
		[ただし、一定の協同組合等に]	
		[ついては年10億円超 4.3%]	
		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	
		資本金等1,000万円以上の法人の所得	3.6%
		[ただし、一定の協同組合等に]	
		[ついては年10億円超 4.3%]	
		収入金額課税法人	
		収入割	0.7%

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用

(事業税「法人」つづき)

年度	22	
項目		
税 率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等 1 億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 1.5% 年 400 万円超 800 万円以下 2.2% 年 800 万円超 2.9% ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等 1,000 万円以上の法人の所得 2.9%	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金等 1 億円以下 の法人、公益法人等及び投資法人等 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% 年 400 万円超 800 万円以下 4.0% 年 800 万円超 5.3% ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% 年 400 万円超 3.6% [ただし、一定の協同組合等に] [ついては年 10 億円超 7.9%] ただし、3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% [ただし、一定の協同組合等に] [ついては年 10 億円超 7.9%] 収入金額課税法人 収 入 割 0.7%
そ の 他	※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行 われる場合に適用	

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数 とした。	資本金が 1 億円以上の 法人の本社管理部門の 従業者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 ※本社管理部門の従業 者数 1/2 措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金 1 億円以上の法 人の工場の従業者数につ いては 1.5 倍	本社管理部門の従業者 数 1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額	3/4 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/4 を固定資産の 価額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

3. 地方消費税

① 譲渡割

年度	平成9年度
項目	
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

② 貨物割

年度	平成9年度
項目	
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
2 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付。

4. 不動産取得税

年度	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
項目							
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率 4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につ いては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭 和61年6月30日までの間に 行われた一定の住宅用土地の 取得については税額から4分 の1に相当する額を減額する こととされた。	住宅及び住 宅用土地に 係る税率等 の特例措置 について、 平成元年6 月30日ま で3年間延 長された。

年度	平成12年度	13	15	18
項目				
税率等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日 から平成14年12 月31日までに 行われた場合に おいては課税標 準を価格の2分 の1とする特 例措置が講じ られた。	住宅及び住宅用 地に係る税率等 の特例措置につ いて平成16年6 月30日まで3 年間延長され た。	税率 4% ただし、平成15 年4月1日から 平成18年3月3 1日までに 行われた不動 産の取得につ いては課税標 準を3%と する特例措 置が講じられ た。 宅地及び宅地 比準土地の取 得が平成15 年1月1日か ら平成17年1 2月31日ま でに行われた 場合におい ては課税標 準を価格の2 分の1とする 特例措置が 講じられた。	税率 4% ただし、住宅及 び土地に係る 税率の特例措 置については 平成21年3月 31日まで3 年間延長され た。 住宅以外の家 屋に係る税率 の特例措置に ついては平成 18年4月1日 から平成20 年3月31日 までの2年間 に限り、標準 税率を3.5% とする経過措 置が講じられ た。 宅地及び宅地 比準土地の取 得に係る課税 標準の特例措 置について平 成21年3月3 1日まで延長 する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24 (改正案による)
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115 分の 5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の売渡 し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円 ただし、昭和 61 年 5 月か ら昭和 62 年 3 月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,000 本につき 160 円を加算。

年度 項目	平成 15 年度	18	22	25
税率等	平成 15 年 7 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 969 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,074 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円	平成 22 年 10 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,504 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 716 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 860 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。
2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41
税率等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の 2 分の 1 に引 き下げられ た。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設 の利用に対し娯楽施 設利用税を課するこ ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額) 税率 ばちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場に対 し定額課税が 採用された。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額 課税の税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課税 の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町村 に対して 6 分の 1 を交 付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

46	47	48	52	58	平成元年度
ゴルフ場所在市町村に対して3分の1を交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用（非課税制度が免税点制度に改められた。）

年度 項目	昭和46年度	48	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

32	36	37	41	44
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

8. 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			3.048メートル 超 60,000円	1リットル超 1.5リットル以下 14,000円
	トラック及びバ ス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			営業用 3.048メートル 以下 15,000円	1.5リットル超 16,000円
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			超 3.048メートル 超 30,000円	営業用 1リットル以下 6,000円
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	1.5リットル以下 7,000円
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 30,000円	1.5リットル超 8,000円
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			観光用 30,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			その他 14,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			営業用 8,000円	
			その他 揮発油 14,000円			三輪車 3,800円	
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル 以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超 1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人 以下 14,000円 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられ た。(標準税率の1.2 倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超 6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超 6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超 1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人 以下 14,500円 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2リットル以下 39,500円 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リッ トル以下 8,500円 1.5リットル超2リッ トル以下 9,500円 2リットル超2.5リッ トル以下 13,800円 2.5リットル超3リッ トル以下 15,700円 3リットル超3.5リッ トル以下 17,900円 3.5リットル超4リッ トル以下 20,500円 4リットル超4.5リッ トル以下 23,600円 4.5リットル超6リッ トル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック (三輪の小型自動車を除く。)	制限税率を引き上げる。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごと		に 3,800 円を加算した額
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごと	に 5,100 円を加算した額		
※トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を			
加算した額			
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス (三輪の小型自動車を除く。)			
営業用			
一般乗合用	自家用		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 33,000 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 41,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 49,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 57,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 65,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 74,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 83,000 円		
一般乗合用以外			
30 人以下 26,500 円			
30 人超 40 人以下 32,000 円			
40 人超 50 人以下 38,000 円			
50 人超 60 人以下 44,000 円			
60 人超 70 人以下 50,500 円			
70 人超 80 人以下 57,000 円			
80 人超 64,000 円			

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税率等	<p>軽 減 (平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>☆☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 13%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ☆☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 17 年度	19
税率等	<p>軽 減 (平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +5%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 22 年度燃費基準達成 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +5%以上達成 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +20%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +10%以上達成 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 1 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
 2 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ★★★★★は " 50%以上 "

年度 項目	平成 21 年度	23
税率等	<p>軽 減 (平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

(自動車税のグリーン化による特例措置つづき)

年度 項目	平成 25 年度 (改正案による)	
税 率 等	軽 減 (平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	
	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制に適合し、 かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 +10%以上達成	標準税率より概ね 50%軽減
	★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準達成	” 25%軽減
重 課	新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	
		標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。
 2 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和 25 年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円 (交付金) 指定都市に対し て 10 分の 9 に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1 キロリットル 8,000 円	税率 1 キロリットル 10,400 円	税率 1 キロリットル 12,500 円	税率 1 キロリットル 15,000 円	税率 1 キロリットル 19,500 円 (2 年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2 年度間延 長された。

年度 項目	平成 22 年度	23
税 率 等	平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成 21 年度の税率水準 (1 キロリットル 32,100 円) を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率 (1 キロリットル 15,000 円) を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に還元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に還元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年 11月30日まで延長さ れ、平成5年12月1 日から平成10年3月 31日までの間適用す る暫定税率が1キロリ ットル当たり32,100 円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	33	38	41
税 率 等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の 10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ 3 分の 2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和 58 年度	60	63	平成 2 年度
税 率 等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の 1.1 倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としな 試掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 い鉱業権の鉱区 採掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 400 円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする 河床に存 延長 1,000 メートルごとに 年額 600 円 鉱業権の鉱区 するもの 河床でないもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円</p> <p>など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000 円又は 4,500 円 (入) 6,500 円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300 円 (入) 2,200 円</p> <p>など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに 2 年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに 3 年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに 5 年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50 万円 (3 年度間の暫定措置)</p>

年度 項目	平成 21 年度	22
税 率 等	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められた。</p>	<p>自動車取得税に係る平成 30 年 3 月 31 日の 10 年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成 21 年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは 5%）を維持することとされた。</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車 軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鈷区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

5	10	14	15	16	19	20
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。 自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。

II 市町村税
1. 市町村民税
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 800 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 400 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 1,000 円 (2) 年額 750 円 (3) 年額 500 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2) 第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3) 第三課税方式 制限税率 20%</p> <p>ただし、昭和 25 年度に限り (1) 方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 700 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 300 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 900 円 (2) 年額 650 円 (3) 年額 400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 但書 制限税率 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10%</p> <p>(2) 第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3) 第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 600 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 200 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 800 円 (2) 年額 550 円 (3) 年額 300 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 但書 制限税率 7.5%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>(2) 以下左に同じ</p> <p>(3) 第二課税方式 但書 準拠税率法定</p> <p>3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 但書 準拠税率法定</p> <p>3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%</p>	

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者があ る場合1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 %</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 } 方式 } 本文 } (3) 第二課税方式 } 方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 } 方式 } 本文 } (5) 第三課税方式 } 方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } 準拠税率 (2) 但書方式 } 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の不 均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に 同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍 の率)</p> <p>2 39年度適用但書方式 (1) 扶養控除を所得 控除とした。 (2) 専従者の税額控 除の最低限の法定</p> <p>3 上記1、2 による減収については 市町村民税 臨時減税補 てん償により元利とも 補てんすることとされ た。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者 がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合1人目 7万円	扶養親族1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合1人目 8万円	扶養親族1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合1人目 8万円	扶養親族1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る10% 税額控除の創設(昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれ か多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税短期譲 渡所得金額に対する 税額の110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50,51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族1人 19万円 老人扶養親族1人 20万円 配偶者がない場合 20万円	扶養親族1人 20万円 老人扶養親族1人 21万円 配偶者がない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52~54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円 (3) その他の市町村 年額 1,000 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,600 円 (2) 年額 2,000 円 (3) 年額 1,400 円 所得割 (1) 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 45 万円 " 4% 70 万円 " 5% 100 万円 " 6% 130 万円 " 7% 230 万円 " 8% 370 万円 " 9% 570 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% 2,900 万円 " 13% 4,900 万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の 当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度) ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を 超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を 超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合 の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計 額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>		<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口50万以上の市 年額 2,500円</p> <p>(2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,500円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,200円</p> <p>(2) 年額 2,600円</p> <p>(3) 年額 2,000円</p> <p>所得割</p> <p>20万円以下の金額 2.5%</p> <p>20万円を超える金額 3%</p> <p>45万円 " 4%</p> <p>70万円 " 5%</p> <p>95万円 " 6%</p> <p>120万円 " 7%</p> <p>220万円 " 8%</p> <p>370万円 " 9%</p> <p>570万円 " 10%</p> <p>950万円 " 11%</p> <p>1,900万円 " 12%</p> <p>2,900万円 " 13%</p> <p>4,900万円 " 14%</p>

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設)配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63 年)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>④ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>⑤ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60 万円以下の金額 3%</p> <p>60 万円を超える金額 5%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>260 万円 " 8%</p> <p>460 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(昭和 63～平成 3 年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 11%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(昭和 63～平成 3 年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(昭和 63～平成 3 年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和 59 年度改正によるものである。

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額

を延長したものである。

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7
基礎控除		33万円
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定 扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 3,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 2,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,800 円</p> <p>(2) 年額 3,200 円</p> <p>(3) 年額 2,600 円</p> <p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 5.5%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 220 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 200 万円以下の金額 3%</p> <p>200 万円を超える金額 8%</p> <p>700 万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 9%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 15 年度）</p> <p>㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 12%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊷ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>㊸ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>㊹ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 380 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 9%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額</p>

4 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額（15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除した。

5 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。

6 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。
2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 4%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 4% (3) 商品先物取引による所得に対する税率（平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 4%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額

- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>均等割 標準税率 年額 3,000円</p> <p>所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 2% ※ (イ)について、税率2%の特例を創設 (～平成20年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成21年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 54万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額 の3.4%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 6% ② 国等に対する譲渡である場合 3.4% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、均等割については平成16年度改正、(1)(※を除く。)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
- 3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による。)。平成19年度分以降は定率減税を廃止する(平成18年度改正による。)
- 4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
- 5 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。

19	21
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額 の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額 の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 20 年度) 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.8%</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	22	24	25	26
基礎控除				
配偶者控除		同居の特別障害者である 控除対象配偶者について 配偶者控除に 23 万円を 加算する部分の控除を特 別障害者控除の額に加算 する控除に改組		
扶養控除		扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控 除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者 に係る扶養控除の上乗せ 部分を廃止 同居の特別障害者である 扶養親族について扶養控 除に 23 万円を加算する 部分の控除を特別障害者 控除の額に加算する控除 に改組		
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 26 年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万 円を超える場合 2.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万 円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 2,000 万円を控除した金額の 3%に 相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対 する税率 特例不適用（～平成 26 年度）</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対す る税率 （平成 22 年度～平成 24 年度） 1.8%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等 に係る配当所得に対する税率 （平成 22 年度～平成 24 年度） 1.8%</p>	<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10% 税額控除の廃止 （平成 25 年 1 月 1 日以 後に支払を受けるべき退 職手当等）</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡 所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲 渡所得等に対する税率 （平成 25 年度～平成 26 年度） 1.8%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に 係る上場株式等に係る 配当所得に対する税率 （平成 25 年度～平成 26 年度） 1.8%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 （平成 26 年度～平成 35 年度） 年額 3,500 円</p> <p>〔本則税率 年額 3,000 円に 年額 500 円を加算した額〕</p>

- (注) 1 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
- 2 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正
（平成 23 年 12 月）によるものである。
- 3 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正（平成 23 年 6 月）によるものである。
- 4 平成 26 年度欄については、平成 23 年度改正（平成 23 年 12 月）によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41	42
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口 50 万以上 の市 2,400 円 (4,000 円) 人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円) 上記以外の市 並びに町村 1,200 円 (2,000 円)	法人税率 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税率 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9.0% ※昭和 29 年 5 月 13 日施 行、昭和 29 年 4 月 1 日 の属する事 業年度から 適用	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7% ※昭和 30 年 7 月 1 日か ら同年 9 月 30 日までの 間に終了す る事業年度 分にあつて は、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率 (制限税率) 1 資本の金額又は出資金 額が 1 千万円を超える法 人及び保険業法に規定す る相互会社 年額 4,000 円 (7,000 円) 2 上記法人以外の法人等 年額 2,400 円 (4,000 円)

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であつて、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が 100 人以下 の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を 超え 10 億円以下であつて、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人以下の法人及び資本の 金額が又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億 円以下であつて、かつ、市町村内に有 する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人以下の法人及 び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千 万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円) 法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円) (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億 円以下であつて、かつ、市町村内に有 する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円) (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人以下の法人及び 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以 下であつて、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円) (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千 万円を超え 1 億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円) (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億 円以下であつて、かつ、市町村内に有 する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であつて、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合計 数が 50 人超の法人 年額 48,000 円 (80,000 円) (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 (27,000 円)

45	49	51	52
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円(20,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200 円(12,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円(134,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000 円(13,000 円)

59	平成 6 年度	14	18
均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の 1.2 倍) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000 円	均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の 1.2 倍) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 410,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (5) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (7) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 130,000 円 (8) 資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000 円	均等割 資本金等の額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資 産に対する特 例及び基準年 度制度が創設 された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所 在市町村交付 金、公社有資 産所在市町村 納付金制度が 創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に 伴い土地について税額 の激変緩和の暫定措置 が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間(昭和 39 年度～昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 ㎡以下の住宅用地 (200 ㎡を超 える住宅用地については、その上に存す る住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用 地) について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられ た。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭 和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産 税の額について、原則として前年度の 課税標準となるべき額の 1.5 倍の額に よって算定した税額とする措置が講ぜ られた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額 の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜ られた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれて いたが、昭和 51 年度から昭和 53 年 度まで段階的な課税の適正化措置が講 ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準 となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調 整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調 整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものにつ いて新たな負担調整措置率が設けられ た。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課す市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農 地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地においては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。</p> <p>ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であって、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとすることとされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度 (改正案による)
税 率	
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

3. 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税）

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36
税率	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が 自転車荷車税に統合さ れた。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止さ れ、原動機付自転車を 軽自動車及び二輪の小 型自動車とあわせて軽 自動車税が創設され た。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円

年度 項目	平成18年度
税率	制限税率を引き上げる。 (標準税率の1.5倍)

40	51	54	59	60
四輪以上のもの 乗用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 { 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 750円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 { 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円 (3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円	標準税率 原動機付自転車 (イ) 50cc以下(=)に掲げるものを除く。 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 年額 2,500円

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38
税率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%

年度 項目	昭和63年度	平成元年度	9
税率	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税率 3%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2% ガス税 税率 2% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることができるとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。

11	15	18	22	25
平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円	平成22年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,190円	平成25年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,495円

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月800円	免税点 電気 月500円 ガス 月1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月600円 ガス 月1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月700円 ガス 月1,400円	免税点 電気 月800円 ガス 月1,600円	税率 6% 免税点 電気 月1,000円 ガス 月2,000円

53	54	55	57	平成元年度
ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和25年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1人1日 10円	税率 1人1日 20円	目的税とされた。	税率 1人1日 40円	税率 1人1日 100円	税率 1人1日 150円 (53年1月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 57 年度	60	63	平成 3 年度	4
税 率 等	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)

年度 項目	平成 10 年度	13	15	16
税 率 等	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の()内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

47	48	51	53	54
市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和 48 年度から、B農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。	昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3%に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。

6	7	8	9
<p>(1) 小規模住宅用地 (200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地) の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた (一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた)。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額 (一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額) とする特例措置及び住宅用地と同様 (一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる) の調整措置が講ぜられた。 (注 2)</p>	地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	<p>(1) 住宅地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地 (特例市街化区域農地を除く) 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>

17	18	21	24 (改正案による)
住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引き上げられた。	課税限度額が 5 万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の 90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。

年度 項目	昭和 55 年度	56	57	58	59
課税標準 総額等	課税限度額が 24 万円に引き上げられた。	課税限度額が 26 万円に引き上げられた。	課税限度額が 27 万円に引き上げられた。	課税限度額が 28 万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 35 万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	7	9	12
課税標準 総額等	課税限度額が 46 万円に引き上げられた。	課税限度額が 50 万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付について一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 52 万円に引き上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ 53 万円、7 万円とされた。

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 77 号による改正に係るものである。
 2 平成 12 年度欄の前段の改正については、平成 9 年法律第 124 号による改正に係るものである。
 3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。

38	43	46	49	51	52	53	54
標準課税総額が 75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。	標準課税総額が 65%とされた。	課税限度額が 8 万円に引き上げられた。	課税限度額が 12 万円に引き上げられた。	課税限度額が 15 万円に引き上げられた。	課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	課税限度額が 19 万円に引き上げられた。	課税限度額が 22 万円に引き上げられた。

60	61	62	63	平成元年度	3
標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 37 万円に引き上げられた。	課税限度額が 39 万円に引き上げられた。	課税限度額が 40 万円に引き上げられた。	課税限度額が 42 万円に引き上げられた。	課税限度額が 44 万円に引き上げられた。

15	18	19	20	21	22	23
介護納付金課税額に係る課税限度額が 8 万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 9 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 56 万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が 47 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 12 万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 10 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 50 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 13 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 51 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 14 万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が 12 万円に引き上げられた。

48	50	55
特別土地保有税が創設された。 税 率 保有分 1.4% 取得分 3%	事業所税が創設された。 税 率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 5,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 300 円 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25	事業所税税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 500 円

平成 2 年度	3
特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。	特別土地保有税 (1) 三大都市圏の特定市において、昭和 61 年 1 月 1 日以後に取得した土地の保有並びに平成 3 年 4 月 1 日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10 年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては 2,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに、その他の市の区域にあつては 5,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。 また、市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間 10 年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。 (2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。 ① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の 1,000 平方メートル以上の一団の土地とする。 ② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。 ③ 税率 1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。</p>

年度 項目	平成13年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲渡者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が 10 年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を 1,000 m²に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を 2 年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行 5 年以内）について、やむを得ない場合には、1 回に限り、5 年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税</p> <p>平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税</p> <p>新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 平成22年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,570,659	544,485	21.2	76,937	3.0	698,614	27.2		
青森県	743,010	137,474	18.5	18,553	2.5	220,267	29.7		
岩手県	731,181	114,788	15.7	19,439	2.7	227,554	31.1		
宮城県	856,381	237,822	27.8	28,939	3.4	180,055	21.0		
秋田県	659,031	90,996	13.8	15,867	2.4	195,814	29.7		
山形県	591,484	100,503	17.0	17,070	2.9	183,407	31.0		
福島県	858,468	195,867	22.8	28,083	3.3	220,292	25.7		
茨城県	1,067,310	324,881	30.4	36,820	3.5	179,513	16.8		
栃木県	797,408	224,951	28.2	26,139	3.3	140,841	17.7		
群馬県	814,043	211,583	26.0	26,215	3.2	141,059	17.3		
埼玉県	1,659,517	700,317	42.2	74,934	4.5	209,274	12.6		
千葉県	1,611,004	637,723	39.6	62,944	3.9	170,479	10.6		
東京都	6,170,701	4,190,132	67.9	178,264	2.9	-	-		
神奈川県	1,879,312	999,548	53.2	91,308	4.9	92,517	4.9		
新潟県	1,103,793	232,917	21.1	32,721	3.0	297,776	27.0		
富山県	575,387	115,938	20.2	15,701	2.7	125,206	21.8		
石川県	543,309	123,316	22.7	16,086	3.0	130,007	23.9		
福井県	504,267	95,641	19.0	11,651	2.3	123,398	24.5		
山梨県	499,459	92,117	18.4	11,575	2.3	128,304	25.7		
長野県	883,612	213,527	24.2	29,389	3.3	228,758	25.9		
岐阜県	768,838	209,899	27.3	27,634	3.6	179,023	23.3		
静岡県	1,141,769	431,959	37.8	46,242	4.1	168,277	14.7		
愛知県	2,166,393	926,685	42.8	91,712	4.2	57,782	2.7		
三重県	698,747	205,248	29.4	24,075	3.5	145,126	20.8		
滋賀県	519,174	148,471	28.6	17,442	3.4	110,810	21.3		
京都府	893,582	264,845	29.6	31,012	3.5	158,433	17.7		
大阪府	3,681,931	985,968	26.8	107,201	2.9	299,453	8.1		
兵庫県	2,235,045	573,906	25.7	64,077	2.9	321,893	14.4		
奈良県	480,976	119,144	24.8	15,556	3.2	143,776	29.9		
和歌山県	550,916	85,309	15.5	13,056	2.4	157,267	28.6		
鳥取県	371,512	51,470	13.9	8,771	2.4	125,008	33.7		
島根県	566,854	62,941	11.1	11,330	2.0	175,092	30.9		
岡山県	728,511	192,772	26.5	24,545	3.4	165,430	22.7		
広島県	961,534	300,081	31.2	36,359	3.8	193,158	20.1		
山口県	707,878	141,449	20.0	19,783	2.8	172,126	24.3		
徳島県	494,704	75,919	15.4	10,768	2.2	145,291	29.4		
香川県	440,456	106,102	24.1	13,205	3.0	104,715	23.8		
愛媛県	630,190	132,132	21.0	19,099	3.0	170,496	27.1		
高知県	451,258	61,389	13.6	11,088	2.5	166,744	37.0		
福岡県	1,610,614	492,230	30.6	59,560	3.7	283,685	17.6		
佐賀県	470,394	79,061	16.8	11,207	2.4	137,312	29.2		
長崎県	717,187	110,775	15.5	17,801	2.5	219,669	30.6		
熊本県	835,842	151,719	18.2	23,246	2.8	224,174	26.8		
大分県	592,458	106,255	17.9	16,449	2.8	169,902	28.7		
宮崎県	762,288	93,895	12.3	15,422	2.0	193,589	25.4		
鹿児島県	820,406	136,871	16.7	22,852	2.8	281,457	34.3		
沖縄県	647,317	101,296	15.7	15,137	2.3	203,641	31.5		
合計	50,066,112	15,932,318	31.8	1,593,264	3.2	8,766,464	17.5		

(注) 1 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 2 この調は決算額による。したがって東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分も含まれている。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
366,880	14.3	437,348	17.0	446,396	17.4	51	43	1,104,376	58	北海道
122,437	16.5	116,830	15.7	127,448	17.2	15	11	307,172	16	青森県
106,095	14.5	118,310	16.2	144,995	19.8	15	11	312,076	16	岩手県
103,971	12.1	128,048	15.0	177,546	20.7	17	18	353,184	19	宮城県
81,518	12.4	103,437	15.7	171,399	26.0	13	9	260,878	14	秋田県
72,707	12.3	94,770	16.0	123,026	20.8	12	9	258,347	14	山形県
124,092	14.5	131,132	15.3	159,001	18.5	17	16	369,535	19	福島県
133,269	12.5	204,981	19.2	187,846	17.6	21	23	425,436	22	茨城県
99,221	12.4	124,454	15.6	181,801	22.8	16	16	293,049	15	栃木県
99,880	12.3	123,739	15.2	211,567	26.0	16	16	295,783	16	群馬県
189,237	11.4	325,716	19.6	160,039	9.6	33	56	741,790	39	埼玉県
188,867	11.7	258,871	16.1	292,122	18.1	32	49	651,933	34	千葉県
452,847	7.3	352,254	5.7	997,205	16.2	123	100	1,762,337	93	東京都
204,727	10.9	327,361	17.4	163,851	8.7	38	70	831,326	44	神奈川県
153,057	13.9	184,352	16.7	202,970	18.4	22	19	467,485	25	新潟県
66,752	11.6	126,393	22.0	125,397	21.8	11	9	210,913	11	富山県
78,193	14.4	109,432	20.1	86,274	15.9	11	9	219,699	12	石川県
71,612	14.2	89,455	17.7	112,510	22.3	10	6	187,196	10	福井県
68,210	13.7	95,955	19.2	103,298	20.7	10	7	192,051	10	山梨県
117,935	13.4	144,624	16.4	149,379	16.9	18	17	388,186	20	長野県
104,792	13.6	122,322	15.9	125,168	16.3	15	16	333,513	18	岐阜県
151,488	13.3	222,054	19.5	121,749	10.7	23	30	467,392	25	静岡県
225,777	10.4	477,434	22.0	387,004	17.9	43	57	694,278	36	愛知県
91,413	13.1	147,966	21.2	84,919	12.2	14	15	291,639	15	三重県
64,568	12.4	93,084	17.9	84,800	16.3	10	11	213,590	11	滋賀県
101,920	11.4	159,390	17.8	177,981	19.9	18	20	359,613	19	京都府
287,307	7.8	405,081	11.0	1,596,921	43.4	74	68	995,117	52	大阪府
228,174	10.2	352,664	15.8	694,331	31.1	45	44	740,103	39	兵庫県
72,789	15.1	85,708	17.8	44,002	9.2	10	11	230,456	12	奈良県
85,841	15.6	93,942	17.1	115,501	21.0	11	8	220,659	12	和歌山県
63,987	17.2	69,186	18.6	53,090	14.3	7	5	162,731	9	鳥取県
96,180	17.0	93,947	16.6	127,365	22.5	11	6	221,871	12	島根県
88,372	12.1	122,341	16.8	135,052	18.5	15	15	304,030	16	岡山県
136,373	14.2	179,234	18.6	116,328	12.1	19	22	410,911	22	広島県
98,890	14.0	126,875	17.9	148,755	21.0	14	11	277,702	15	山口県
71,347	14.4	75,571	15.3	115,808	23.4	10	6	197,821	10	徳島県
51,755	11.8	76,131	17.3	88,548	20.1	9	8	181,326	10	香川県
87,258	13.9	101,339	16.1	119,865	19.0	13	11	267,864	14	愛媛県
74,938	16.6	81,751	18.1	55,347	12.3	9	6	212,311	11	高知県
231,047	14.4	279,458	17.4	264,634	16.4	32	40	642,466	34	福岡県
73,699	15.7	80,607	17.1	88,508	18.8	9	7	192,138	10	佐賀県
128,033	17.9	112,081	15.6	128,829	18.0	14	11	304,071	16	長崎県
185,256	22.2	130,384	15.6	121,064	14.5	17	14	334,507	18	熊本県
94,226	15.9	97,182	16.4	108,445	18.3	12	9	248,311	13	大分県
122,302	16.0	212,667	27.9	124,413	16.3	15	9	253,388	13	宮崎県
156,952	19.1	137,272	16.7	85,001	10.4	16	14	381,092	20	鹿児島県
177,016	27.4	76,733	11.9	73,493	11.4	13	11	275,785	14	沖縄県
6,253,207	12.5	7,809,867	15.6	9,710,992	19.4	1,000	1,000	19,047,436	1,000	合 計

3 税収入は、都道府県間における地方消費税清算後の額である。

4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

19 平成22年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	544,485	684,881	1,229,366
青	森	県	137,474	146,948	284,423
岩	手	県	114,788	141,786	256,574
宮	城	県	237,822	313,841	551,663
秋	田	県	90,996	112,479	203,476
山	形	県	100,503	130,730	231,233
福	島	県	195,867	256,098	451,965
茨	城	県	324,881	425,344	750,226
栃	木	県	224,951	304,760	529,711
群	馬	県	211,583	289,191	500,774
埼	玉	県	700,317	1,060,369	1,760,686
千	葉	県	637,723	948,868	1,586,591
東	京	都	2,284,051	3,509,567	5,793,618
神	奈	川	999,548	1,616,235	2,615,783
新	潟	県	232,917	317,111	550,027
富	山	県	115,938	160,007	275,945
石	川	県	123,316	173,070	296,387
福	井	県	95,641	125,444	221,085
山	梨	県	92,117	119,940	212,057
長	野	県	213,527	291,157	504,685
岐	阜	県	209,899	290,083	499,981
静	岡	県	431,959	622,820	1,054,779
愛	知	県	926,685	1,337,512	2,264,196
三	重	県	205,248	275,686	480,934
滋	賀	県	148,471	211,235	359,707
京	都	府	264,845	396,097	660,942
大	阪	府	985,968	1,518,768	2,504,736
兵	庫	県	573,906	884,436	1,458,342
奈	良	県	119,144	170,726	289,870
和	歌	山	85,309	127,720	213,030
鳥	取	県	51,470	67,031	118,500
島	根	県	62,941	82,657	145,597
岡	山	県	192,772	276,147	468,919
広	島	県	300,081	442,059	742,140
山	口	県	141,449	200,282	341,731
徳	島	県	75,919	104,064	179,983
香	川	県	106,102	134,576	240,679
愛	媛	県	132,132	180,619	312,751
高	知	県	61,389	84,160	145,549
福	岡	県	492,230	706,121	1,198,351
佐	賀	県	79,061	97,720	176,781
長	崎	県	110,775	155,386	266,161
熊	本	県	151,719	197,010	348,729
大	分	県	106,255	151,949	258,204
宮	崎	県	93,895	121,408	215,303
鹿	児	島	136,871	185,767	322,639
沖	縄	県	101,296	140,227	241,523
合	計		14,026,237	20,290,093	34,316,330

- (注) 1 人口1人当たり指数は全国平均を100とした数値で、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
- 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。また、都道府県間における地方消費税清算後の額を掲げてある。

人口1人当たりの税額						都道府県		
道府県税		市町村税		地方税				
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数			
99,017	89.6	124,548	77.9	223,565	82.7	北	海	道
98,485	89.1	105,272	65.9	203,758	75.4	青	森	県
85,757	77.6	105,928	66.3	191,685	70.9	岩	手	県
102,286	92.6	134,981	84.4	237,266	87.8	宮	城	県
82,906	75.0	102,479	64.1	185,384	68.6	秋	田	県
85,992	77.8	111,855	70.0	197,846	73.2	山	形	県
96,117	87.0	125,674	78.6	221,792	82.0	福	島	県
109,271	98.9	143,061	89.5	252,332	93.3	茨	城	県
112,707	102.0	152,693	95.5	265,399	98.2	栃	木	県
105,868	95.8	144,700	90.5	250,567	92.7	群	馬	県
98,071	88.8	148,492	92.9	246,563	91.2	埼	玉	県
103,494	93.7	153,989	96.3	257,483	95.2	千	葉	県
180,380	163.2	277,163	173.4	457,543	169.2	東	京	都
112,226	101.6	181,465	113.5	293,691	108.6	神	奈	川
97,911	88.6	133,304	83.4	231,215	85.5	新	潟	県
106,084	96.0	146,408	91.6	252,492	93.4	富	山	県
106,288	96.2	149,172	93.3	255,460	94.5	石	川	県
118,598	107.3	155,556	97.3	274,153	101.4	福	井	県
107,043	96.9	139,375	87.2	246,418	91.1	山	梨	県
99,140	89.7	135,183	84.6	234,323	86.7	長	野	県
101,074	91.5	139,686	87.4	240,761	89.1	岐	阜	県
114,858	103.9	165,608	103.6	280,467	103.7	静	岡	県
127,825	115.7	184,494	115.4	312,319	115.5	愛	知	県
111,288	100.7	149,481	93.5	260,769	96.5	三	重	県
106,743	96.6	151,867	95.0	258,609	95.7	滋	賀	県
103,974	94.1	155,501	97.3	259,475	96.0	京	都	府
113,570	102.8	174,941	109.4	288,510	106.7	大	阪	府
102,848	93.1	158,497	99.2	261,345	96.7	兵	庫	県
84,698	76.6	121,366	75.9	206,064	76.2	奈	良	県
83,179	75.3	124,531	77.9	207,710	76.8	和	歌	山
86,910	78.7	113,187	70.8	200,097	74.0	鳥	取	県
87,635	79.3	115,086	72.0	202,720	75.0	鳥	根	県
99,672	90.2	142,781	89.3	242,454	89.7	岡	山	県
105,191	95.2	154,960	96.9	260,151	96.2	広	島	県
97,189	88.0	137,613	86.1	234,802	86.9	山	口	県
95,949	86.8	131,520	82.3	227,469	84.1	徳	島	県
105,073	95.1	133,271	83.4	238,344	88.2	香	川	県
91,109	82.5	124,542	77.9	215,652	79.8	愛	媛	県
80,097	72.5	109,809	68.7	189,906	70.2	高	知	県
97,597	88.3	140,006	87.6	237,603	87.9	福	岡	県
92,365	83.6	114,163	71.4	206,527	76.4	佐	賀	県
76,881	69.6	107,843	67.5	184,724	68.3	長	崎	県
82,976	75.1	107,746	67.4	190,722	70.5	熊	本	県
88,406	80.0	126,424	79.1	214,830	79.5	大	分	県
81,799	74.0	105,768	66.2	187,568	69.4	宮	崎	県
79,856	72.3	108,383	67.8	188,239	69.6	鹿	児	島
71,659	64.9	99,200	62.1	170,859	63.2	沖	縄	県
110,499	100.0	159,846	100.0	270,346	100.0	合		計

3 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

20 平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	道 府 県 民 税								
	個 人			法 人			計		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	155,938	28,358	76	20,535	3,734	62.5	176,474	32,092	74
青森県	30,842	22,095	59	4,217	3,021	50.6	35,059	25,116	58
岩手県	31,212	23,318	63	4,570	3,414	57.2	35,781	26,732	62
宮城県	68,577	29,495	79	11,731	5,045	84.5	80,309	34,540	80
秋田県	24,228	22,074	59	3,541	3,226	54.0	27,770	25,301	59
山形県	28,523	24,404	66	3,905	3,341	56.0	32,428	27,746	64
福島県	51,985	25,510	69	7,353	3,608	60.4	59,337	29,118	68
茨城県	98,961	33,285	90	15,089	5,075	85.0	114,050	38,360	89
栃木県	65,173	32,653	88	10,363	5,192	87.0	75,536	37,845	88
群馬県	61,939	30,992	83	9,992	4,999	83.7	71,930	35,991	83
埼玉県	282,867	39,612	107	28,625	4,009	67.1	311,492	43,621	101
千葉県	259,489	42,112	113	23,959	3,888	65.1	283,448	46,000	107
東京都	795,856	62,852	169	201,543	15,917	266.6	997,398	78,768	183
神奈川県	439,275	49,320	133	40,750	4,575	76.6	480,024	53,895	125
新潟県	66,096	27,785	75	10,220	4,296	72.0	76,317	32,081	74
富山県	35,761	32,722	88	5,411	4,951	82.9	41,172	37,673	87
石川県	37,779	32,562	88	6,111	5,267	88.2	43,890	37,829	88
福井県	25,427	31,530	85	4,669	5,790	97.0	30,096	37,320	87
山梨県	26,046	30,266	81	5,370	6,240	104.5	31,416	36,506	85
長野県	63,974	29,703	80	9,444	4,385	73.4	73,418	34,088	79
岐阜県	66,855	32,193	87	9,159	4,411	73.9	76,014	36,604	85
静岡県	138,213	36,751	99	18,955	5,040	84.4	157,167	41,791	97
愛知県	315,063	43,459	117	47,812	6,595	110.5	362,875	50,054	116
三重県	62,995	34,157	92	9,200	4,988	83.5	72,195	39,145	91
滋賀県	48,499	34,868	94	8,710	6,262	104.9	57,209	41,130	95
京都府	92,732	36,405	98	14,127	5,546	92.9	106,859	41,951	97
大阪府	316,807	36,492	98	69,487	8,004	134.1	386,293	44,496	103
兵庫県	212,647	38,108	103	25,742	4,613	77.3	238,390	42,721	99
奈良県	50,794	36,109	97	3,915	2,783	46.6	54,709	38,892	90
和歌山県	28,629	27,914	75	3,895	3,798	63.6	32,524	31,712	74
鳥取県	14,939	25,226	68	2,192	3,701	62.0	17,131	28,928	67
島根県	18,686	26,018	70	2,683	3,736	62.6	21,370	29,754	69
岡山県	59,604	30,818	83	9,808	5,071	84.9	69,412	35,889	83
広島県	99,720	34,956	94	16,747	5,870	98.3	116,467	40,827	95
山口県	44,568	30,622	82	6,546	4,498	75.3	51,114	35,120	81
徳島県	22,484	28,416	76	4,640	5,864	98.2	27,124	34,280	80
香川県	31,809	31,500	85	6,638	6,574	110.1	38,447	38,074	88
愛媛県	39,092	26,955	73	7,553	5,208	87.2	46,645	32,163	75
高知県	19,571	25,536	69	2,337	3,050	51.1	21,909	28,585	66
福岡県	157,123	31,154	84	25,015	4,960	83.1	182,138	36,113	84
佐賀県	21,325	24,914	67	3,656	4,271	71.5	24,981	29,185	68
長崎県	35,805	24,850	67	4,997	3,468	58.1	40,802	28,318	66
熊本県	44,616	24,401	66	6,616	3,618	60.6	51,232	28,019	65
大分県	31,104	25,879	70	5,021	4,178	70.0	36,125	30,056	70
宮崎県	26,447	23,040	62	3,694	3,218	53.9	30,141	26,258	61
鹿児島県	39,665	23,142	62	6,148	3,587	60.1	45,813	26,729	62
沖縄県	29,123	20,602	55	5,186	3,668	61.4	34,308	24,271	56
合 計	4,718,863	37,175	100	757,876	5,971	100.0	5,476,739	43,146	100

(注) 1 人口1人当たり指数は全国平均を100とした数値で、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 3 個人道府県民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数			
3,818	694	47.9	62,658	11,395	64.2	66,476	12,089	63.0	北海道		
802	574	39.6	14,251	10,209	57.5	15,052	10,783	56.2	青森県		
838	626	43.2	12,480	9,323	52.5	13,317	9,949	51.8	岩手県		
2,316	996	68.7	36,112	15,532	87.5	38,428	16,528	86.1	宮城県		
671	611	42.2	10,339	9,419	53.1	11,010	10,031	52.2	秋田県		
823	704	48.6	11,428	9,778	55.1	12,251	10,482	54.6	山形県		
1,326	651	44.9	28,251	13,863	78.1	29,577	14,514	75.6	福島県		
2,535	853	58.8	45,878	15,431	86.9	48,413	16,283	84.8	茨城県		
1,669	836	57.7	32,453	16,260	91.6	34,122	17,096	89.0	栃木県		
1,562	781	53.9	30,711	15,367	86.6	32,273	16,148	84.1	群馬県		
11,347	1,589	109.6	81,881	11,466	64.6	93,228	13,055	68.0	埼玉県		
7,296	1,184	81.7	75,618	12,272	69.1	82,914	13,456	70.1	千葉県		
51,625	4,077	281.2	559,007	44,147	248.7	610,632	48,224	251.2	東京都		
18,328	2,058	142.0	140,175	15,738	88.7	158,504	17,796	92.7	神奈川県		
1,870	786	54.2	33,300	13,998	78.9	35,170	14,784	77.0	新潟県		
891	815	56.3	16,027	14,665	82.6	16,918	15,480	80.6	富山県		
1,143	985	68.0	17,266	14,882	83.8	18,409	15,867	82.6	石川県		
710	880	60.7	15,442	19,149	107.9	16,151	20,028	104.3	福井県		
810	941	64.9	15,212	17,676	99.6	16,022	18,618	97.0	山梨県		
1,421	660	45.5	27,288	12,670	71.4	28,709	13,330	69.4	長野県		
2,066	995	68.6	27,849	13,410	75.6	29,915	14,405	75.0	岐阜県		
5,325	1,416	97.7	70,312	18,696	105.3	75,637	20,112	104.8	静岡県		
12,067	1,665	114.8	159,557	22,009	124.0	171,624	23,673	123.3	愛知県		
1,843	999	68.9	31,122	16,875	95.1	32,965	17,874	93.1	三重県		
1,241	892	61.5	25,719	18,490	104.2	26,960	19,383	101.0	滋賀県		
3,491	1,370	94.5	43,301	16,999	95.8	46,792	18,370	95.7	京都府		
14,844	1,710	117.9	193,396	22,277	125.5	208,241	23,986	124.9	大阪府		
6,432	1,153	79.5	82,264	14,742	83.1	88,696	15,895	82.8	兵庫県		
1,202	854	58.9	10,963	7,794	43.9	12,165	8,648	45.0	奈良県		
926	903	62.3	10,831	10,561	59.5	11,757	11,464	59.7	和歌山県		
364	614	42.4	6,426	10,852	61.1	6,790	11,466	59.7	鳥取県		
572	797	55.0	8,687	12,095	68.1	9,259	12,892	67.1	島根県		
1,412	730	50.4	27,613	14,277	80.4	29,025	15,007	78.2	岡山県		
3,291	1,154	79.6	47,949	16,808	94.7	51,240	17,962	93.6	広島県		
1,297	891	61.5	20,310	13,955	78.6	21,607	14,846	77.3	山口県		
473	597	41.2	12,365	15,627	88.0	12,837	16,224	84.5	徳島県		
701	694	47.9	16,769	16,606	93.6	17,469	17,300	90.1	香川県		
1,112	767	52.9	20,543	14,165	79.8	21,656	14,932	77.8	愛媛県		
624	815	56.2	6,455	8,422	47.4	7,079	9,236	48.1	高知県		
5,658	1,122	77.4	68,856	13,652	76.9	74,513	14,774	77.0	福岡県		
723	844	58.2	10,665	12,459	70.2	11,387	13,304	69.3	佐賀県		
1,122	779	53.7	13,248	9,195	51.8	14,370	9,973	51.9	長崎県		
1,368	748	51.6	17,168	9,389	52.9	18,536	10,138	52.8	熊本県		
884	735	50.7	13,887	11,554	65.1	14,771	12,290	64.0	大分県		
902	786	54.2	11,171	9,732	54.8	12,073	10,518	54.8	宮崎県		
1,088	635	43.8	16,105	9,396	52.9	17,193	10,031	52.2	鹿児島県		
1,183	837	57.8	13,740	9,720	54.8	14,924	10,557	55.0	沖縄県		
184,014	1,450	100.0	2,253,043	17,750	100.0	2,437,057	19,199	100.0	合計		

4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税(目的税分)を含む。

7 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道			115,961	21,088	101.3	16,964	3,085	103.4
青森県			27,187	19,477	93.6	6,737	4,826	161.7
岩手県			25,454	19,017	91.4	2,452	1,832	61.4
宮城県			48,262	20,757	99.7	6,453	2,775	93.0
秋田県			21,189	19,305	92.8	2,043	1,861	62.4
山形県			22,261	19,047	91.5	2,154	1,843	61.7
福島県			39,015	19,146	92.0	3,745	1,838	61.6
茨城県			56,877	19,130	91.9	6,891	2,318	77.7
栃木県			40,656	20,370	97.9	5,211	2,611	87.5
群馬県			39,660	19,844	95.3	4,791	2,397	80.3
埼玉県			119,730	16,767	80.6	16,601	2,325	77.9
千葉県			113,085	18,352	88.2	16,569	2,689	90.1
東京都			392,684	31,012	149.0	74,884	5,914	198.1
神奈川県			167,244	18,778	90.2	25,429	2,855	95.6
新潟県			47,928	20,147	96.8	5,020	2,110	70.7
富山県			21,919	20,056	96.4	2,246	2,055	68.9
石川県			23,986	20,674	99.3	2,242	1,933	64.8
福井県			16,199	20,087	96.5	1,898	2,354	78.9
山梨県			17,458	20,286	97.5	1,991	2,314	77.5
長野県			44,990	20,888	100.4	4,678	2,172	72.8
岐阜県			40,089	19,305	92.8	4,043	1,947	65.2
静岡県			79,479	21,133	101.5	10,171	2,705	90.6
愛知県			163,040	22,489	108.1	21,081	2,908	97.4
三重県			36,263	19,662	94.5	4,097	2,221	74.4
滋賀県			23,692	17,033	81.8	3,819	2,746	92.0
京都府			54,046	21,217	101.9	7,659	3,007	100.7
大阪府			195,401	22,507	108.1	37,012	4,263	142.8
兵庫県			105,733	18,948	91.0	17,428	3,123	104.6
奈良県			22,252	15,819	76.0	2,400	1,706	57.2
和歌山県			17,547	17,108	82.2	2,104	2,051	68.7
鳥取県			11,635	19,646	94.4	1,143	1,929	64.6
島根県			13,314	18,537	89.1	985	1,371	45.9
岡山県			37,416	19,346	92.9	4,150	2,146	71.9
広島県			57,415	20,127	96.7	6,890	2,415	80.9
山口県			27,578	18,949	91.0	2,324	1,597	53.5
徳島県			14,440	18,250	87.7	1,727	2,183	73.1
香川県			20,867	20,664	99.3	2,582	2,557	85.6
愛媛県			26,120	18,010	86.5	3,120	2,152	72.1
高知県			14,610	19,063	91.6	1,396	1,821	61.0
福岡県			102,776	20,378	97.9	14,988	2,972	99.6
佐賀県			15,910	18,587	89.3	1,726	2,016	67.5
長崎県			26,674	18,513	88.9	3,071	2,131	71.4
熊本県			35,194	19,248	92.5	3,710	2,029	68.0
大分県			24,140	20,085	96.5	2,481	2,064	69.1
宮崎県			21,556	18,779	90.2	2,150	1,873	62.8
鹿児島県			30,915	18,037	86.7	3,497	2,040	68.3
沖縄県			22,060	15,605	75.0	4,140	2,929	98.1
合 計			2,641,903	20,813	100.0	378,892	2,985	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
13,274	2,414	119.6	2,009	365	84.9	80,858	14,704	115.5	北海道
3,071	2,200	109.0	164	118	27.4	17,534	12,561	98.7	青森県
2,477	1,851	91.7	325	243	56.4	18,250	13,634	107.1	岩手県
4,880	2,099	104.0	750	323	75.0	32,625	14,032	110.3	宮城県
2,056	1,873	92.8	204	186	43.2	14,804	13,488	106.0	秋田県
2,061	1,764	87.4	151	129	30.0	16,733	14,317	112.5	山形県
3,837	1,883	93.3	803	394	91.5	30,634	15,033	118.1	福島県
6,240	2,099	104.0	3,365	1,132	262.9	52,554	17,676	138.9	茨城県
4,191	2,100	104.1	2,989	1,498	347.9	36,614	18,345	144.1	栃木県
4,021	2,012	99.7	1,685	843	195.9	35,853	17,940	141.0	群馬県
13,475	1,887	93.5	2,453	344	79.8	89,813	12,577	98.8	埼玉県
11,779	1,912	94.7	4,991	810	188.1	77,594	12,592	98.9	千葉県
30,246	2,389	118.4	673	53	12.3	113,101	8,932	70.2	東京都
16,392	1,840	91.2	1,784	200	46.5	98,494	11,059	86.9	神奈川県
4,542	1,909	94.6	632	266	61.8	33,412	14,045	110.4	新潟県
2,038	1,865	92.4	381	348	80.9	17,672	16,170	127.1	富山県
2,340	2,017	99.9	584	504	117.0	18,034	15,544	122.1	石川県
1,560	1,934	95.9	301	373	86.7	12,539	15,549	122.2	福井県
1,751	2,035	100.8	941	1,094	254.1	13,633	15,842	124.5	山梨県
3,745	1,739	86.2	1,071	497	115.5	33,559	15,581	122.4	長野県
3,623	1,744	86.5	2,026	976	226.7	33,911	16,330	128.3	岐阜県
7,382	1,963	97.3	2,994	796	184.9	57,357	15,251	119.8	静岡県
14,565	2,009	99.6	1,786	246	57.2	117,736	16,240	127.6	愛知県
3,485	1,890	93.7	2,258	1,224	284.4	28,672	15,546	122.2	三重県
2,705	1,945	96.4	1,319	948	220.3	18,788	13,507	106.1	滋賀県
4,911	1,928	95.5	985	387	89.8	26,920	10,568	83.0	京都府
20,937	2,412	119.5	1,638	189	43.8	82,512	9,504	74.7	大阪府
9,949	1,783	88.4	4,830	866	201.1	63,724	11,420	89.7	兵庫県
2,175	1,546	76.6	981	697	161.9	16,629	11,821	92.9	奈良県
1,994	1,944	96.4	476	464	107.9	11,915	11,617	91.3	和歌山県
1,101	1,860	92.2	143	242	56.1	7,297	12,321	96.8	鳥取県
1,196	1,665	82.5	165	230	53.5	8,489	11,820	92.9	島根県
3,612	1,867	92.5	983	508	118.0	26,738	13,825	108.6	岡山県
5,211	1,827	90.5	893	313	72.7	34,615	12,134	95.3	広島県
2,651	1,821	90.3	634	436	101.2	18,804	12,920	101.5	山口県
1,492	1,886	93.5	326	413	95.8	10,724	13,554	106.5	徳島県
1,951	1,932	95.8	441	437	101.5	13,583	13,451	105.7	香川県
2,644	1,823	90.4	513	354	82.2	16,567	11,424	89.8	愛媛県
1,502	1,960	97.1	276	360	83.7	8,312	10,845	85.2	高知県
10,619	2,106	104.3	1,080	214	49.8	60,947	12,084	95.0	福岡県
1,733	2,025	100.4	334	390	90.7	10,520	12,290	96.6	佐賀県
2,682	1,861	92.2	331	230	53.3	13,473	9,350	73.5	長崎県
3,468	1,897	94.0	673	368	85.5	22,439	12,272	96.4	熊本県
2,356	1,960	97.1	453	377	87.6	14,829	12,338	96.9	大分県
2,215	1,930	95.6	560	488	113.3	13,710	11,944	93.9	宮崎県
3,151	1,838	91.1	467	273	63.3	18,837	10,990	86.4	鹿児島県
2,834	2,005	99.4	822	582	135.1	13,109	9,274	72.9	沖縄県
256,123	2,018	100.0	54,648	431	100.0	1,615,469	12,727	100.0	合計

平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	釧 区 税			道 府 県 固 定 資 産 税			自 動 車 取 得 税		
	税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り	
		税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数
北海道	36	7	211.9	2,063	375	916.8	9,338	1,698	112.5
青森県	3	3	80.9	579	415	1,013.2	2,198	1,575	104.3
岩手県	19	14	449.0	-	-	-	2,005	1,498	99.2
宮城県	3	1	48.0	-	-	-	3,251	1,398	92.6
秋田県	15	13	431.8	-	-	-	1,729	1,575	104.4
山形県	5	5	150.4	-	-	-	1,792	1,533	101.6
福島県	13	6	201.5	-	-	-	2,946	1,446	95.8
茨城県	5	2	57.6	0	0	0.2	4,648	1,563	103.6
栃木県	9	5	153.4	-	-	-	3,700	1,854	122.8
群馬県	3	2	51.9	-	-	-	3,824	1,913	126.8
埼玉県	7	1	29.9	-	-	-	10,051	1,408	93.3
千葉県	43	7	223.6	190	31	75.3	8,365	1,358	89.9
東京都	3	0	6.6	-	-	-	19,436	1,535	101.7
神奈川県	0	0	0.0	106	12	29.0	12,640	1,419	94.0
新潟県	51	22	697.4	83	35	85.0	3,939	1,656	109.7
富山県	2	2	55.5	-	-	-	1,787	1,635	108.3
石川県	1	1	24.7	-	-	-	1,864	1,607	106.5
福井県	3	4	114.8	-	-	-	1,385	1,717	113.8
山梨県	0	0	14.2	303	352	860.0	1,441	1,674	110.9
長野県	6	3	88.0	414	192	469.8	4,063	1,886	125.0
岐阜県	26	12	399.0	-	-	-	3,922	1,888	125.1
静岡県	5	1	40.4	-	-	-	6,666	1,773	117.4
愛知県	4	1	17.8	1,457	201	491.2	15,493	2,137	141.6
三重県	5	3	85.7	-	-	-	3,600	1,952	129.3
滋賀県	9	6	198.0	-	-	-	2,224	1,599	106.0
京都府	1	0	14.8	-	-	-	3,529	1,385	91.8
大阪府	0	0	0.6	-	-	-	11,178	1,288	85.3
兵庫県	5	1	27.4	-	-	-	7,829	1,403	93.0
奈良県	1	1	19.5	-	-	-	1,841	1,309	86.7
和歌山県	0	0	7.9	-	-	-	1,428	1,392	92.2
鳥取県	1	1	41.0	-	-	-	826	1,395	92.4
島根県	1	2	59.7	-	-	-	1,061	1,477	97.9
岡山県	13	7	211.2	-	-	-	2,840	1,469	97.3
広島県	5	2	58.3	-	-	-	4,242	1,487	98.5
山口県	9	7	210.1	-	-	-	2,279	1,566	103.8
徳島県	2	2	62.9	-	-	-	1,053	1,331	88.2
香川県	0	0	0.4	-	-	-	1,431	1,418	93.9
愛媛県	5	4	114.4	-	-	-	1,672	1,153	76.4
高知県	8	10	323.0	-	-	-	943	1,230	81.5
福岡県	7	1	42.6	-	-	-	6,728	1,334	88.4
佐賀県	1	1	31.4	-	-	-	1,055	1,232	81.6
長崎県	4	3	88.7	-	-	-	1,452	1,008	66.8
熊本県	10	6	179.9	-	-	-	2,117	1,158	76.7
大分県	13	11	339.6	-	-	-	1,501	1,249	82.7
宮崎県	8	7	229.6	-	-	-	1,382	1,204	79.7
鹿児島県	10	6	196.8	-	-	-	1,848	1,078	71.4
沖縄県	14	10	318.5	-	-	-	1,040	736	48.7
合計	393	3	100.0	5,193	41	100.0	191,582	1,509	100.0

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
59,378	10,798	149.3	124	22	152.5	1,530	278	73.0	北 海 道		
14,598	10,458	144.6	22	15	105.1	15,270	10,939	2,868.5	青 森 県		
14,595	10,904	150.8	43	32	217.1	69	51	13.5	岩 手 県		
21,871	9,406	130.1	31	13	90.9	959	413	108.2	宮 城 県		
9,934	9,050	125.1	33	30	203.0	211	192	50.4	秋 田 県		
10,478	8,965	124.0	30	25	172.7	159	136	35.8	山 形 県		
20,666	10,142	140.2	67	33	222.4	5,226	2,565	672.5	福 島 県		
30,609	10,295	142.4	72	24	164.5	1,157	389	102.0	茨 城 県		
21,869	10,957	151.5	54	27	184.0	0	0	0.0	栃 木 県		
17,484	8,748	121.0	58	29	196.8	0	0	0.0	群 馬 県		
43,433	6,082	84.1	34	5	32.3	0	0	0.0	埼 玉 県		
38,688	6,279	86.8	58	9	63.6	0	0	0.0	千 葉 県		
43,951	3,471	48.0	6	0	3.2	1,037	82	21.5	東 京 都		
38,885	4,366	60.4	28	3	21.7	18	2	0.5	神 奈 川 県		
24,358	10,240	141.6	44	18	124.2	1,421	597	156.6	新 潟 県		
11,789	10,787	149.2	14	13	86.3	-	-	-	富 山 県		
10,950	9,438	130.5	13	11	74.0	1,002	864	226.5	石 川 県		
8,038	9,968	137.8	21	26	177.6	7,449	9,237	2,422.1	福 井 県		
7,111	8,263	114.3	51	59	400.3	0	0	0.0	山 梨 県		
18,794	8,726	120.7	81	37	253.7	0	0	0.0	長 野 県		
16,263	7,831	108.3	45	22	146.4	22	11	2.8	岐 阜 県		
34,086	9,063	125.3	72	19	129.9	944	251	65.8	静 岡 県		
56,242	7,758	107.3	29	4	27.2	753	104	27.2	愛 知 県		
21,483	11,648	161.1	44	24	160.9	183	99	26.0	三 重 県		
11,679	8,397	116.1	23	16	110.2	46	33	8.6	滋 賀 県		
13,048	5,122	70.8	33	13	89.0	62	24	6.4	京 都 府		
42,743	4,923	68.1	11	1	8.4	1	0	-	大 阪 府		
37,261	6,677	92.3	61	11	73.6	1	0	-	兵 庫 県		
5,836	4,149	57.4	20	14	96.7	134	96	25.1	奈 良 県		
5,524	5,386	74.5	41	40	268.3	0	0	0.0	和 歌 山 県		
5,382	9,087	125.7	15	25	172.5	6	10	2.6	鳥 取 県		
5,857	8,155	112.8	29	41	277.3	1,214	1,691	443.3	島 根 県		
18,084	9,350	129.3	48	25	168.5	451	233	61.2	岡 山 県		
22,481	7,880	109.0	41	14	96.9	581	204	53.4	広 島 県		
14,195	9,753	134.9	35	24	163.1	219	150	39.4	山 口 県		
6,165	7,792	107.7	27	34	228.6	0	0	0.0	徳 島 県		
9,315	9,225	127.6	16	16	107.5	0	0	-	香 川 県		
10,451	7,207	99.7	45	31	210.9	2,693	1,857	486.9	愛 媛 県		
5,299	6,914	95.6	55	72	491.1	0	0	-	高 知 県		
38,169	7,568	104.6	39	8	53.1	225	45	11.7	福 岡 県		
9,565	11,175	154.5	19	22	147.3	1,831	2,139	560.8	佐 賀 県		
7,792	5,408	74.8	20	14	95.7	104	72	18.9	長 崎 県		
14,135	7,731	106.9	51	28	189.8	152	83	21.7	熊 本 県		
9,300	7,738	107.0	52	44	296.1	234	195	51.1	大 分 県		
9,777	8,518	117.8	57	50	338.7	265	231	60.5	宮 崎 県		
13,381	7,807	108.0	57	33	226.6	1,703	994	260.6	鹿 児 島 県		
6,966	4,928	68.1	4	3	18.8	1,075	761	199.5	沖 縄 県		
917,958	7,232	100.0	1,871	15	100.0	48,407	381	100.0	合 計		

平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	A 人口1人当たり		税額 (百万円)	B 人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	544,485	99,017	89.6	698,614	127,046	184.0
青森県	137,474	98,485	89.1	220,267	157,797	228.5
岩手県	114,788	85,757	77.6	227,554	170,005	246.2
宮城県	237,822	102,286	92.6	180,055	77,440	112.1
秋田県	90,996	82,906	75.0	195,814	178,404	258.3
山形県	100,503	85,992	77.8	183,407	156,926	227.2
福島県	195,867	96,117	87.0	220,292	108,104	156.5
茨城県	324,881	109,271	98.9	179,513	60,377	87.4
栃木県	224,951	112,707	102.0	140,841	70,565	102.2
群馬県	211,583	105,868	95.8	141,059	70,580	102.2
埼玉県	700,317	98,071	88.8	209,274	29,306	42.4
千葉県	637,723	103,494	93.7	170,479	27,666	40.1
東京都	2,284,051	180,380	163.2	-	-	-
神奈川県	999,548	112,226	101.6	92,517	10,388	15.0
新潟県	232,917	97,911	88.6	297,776	125,176	181.3
富山県	115,938	106,084	96.0	125,206	114,565	165.9
石川県	123,316	106,288	96.2	130,007	112,055	162.3
福井県	95,641	118,598	107.3	123,398	153,018	221.6
山梨県	92,117	107,043	96.9	128,304	149,094	215.9
長野県	213,527	99,140	89.7	228,758	106,211	153.8
岐阜県	209,899	101,074	91.5	179,023	86,207	124.8
静岡県	431,959	114,858	103.9	168,277	44,745	64.8
愛知県	926,685	127,825	115.7	57,782	7,970	11.5
三重県	205,248	111,288	100.7	145,126	78,689	113.9
滋賀県	148,471	106,743	96.6	110,810	79,666	115.4
京都府	264,845	103,974	94.1	158,433	62,198	90.1
大阪府	985,968	113,570	102.8	299,453	34,493	49.9
兵庫県	573,906	102,848	93.1	321,893	57,686	83.5
奈良県	119,144	84,698	76.6	143,776	102,208	148.0
和歌山県	85,309	83,179	75.3	157,267	153,340	222.0
鳥取県	51,470	86,910	78.7	125,008	211,087	305.6
島根県	62,941	87,635	79.3	175,092	243,787	353.0
岡山県	192,772	99,672	90.2	165,430	85,535	123.9
広島県	300,081	105,191	95.2	193,158	67,710	98.0
山口県	141,449	97,189	88.0	172,126	118,267	171.2
徳島県	75,919	95,949	86.8	145,291	183,623	265.9
香川県	106,102	105,073	95.1	104,715	103,699	150.2
愛媛県	132,132	91,109	82.5	170,496	117,562	170.2
高知県	61,389	80,097	72.5	166,744	217,561	315.0
福岡県	492,230	97,597	88.3	283,685	56,248	81.4
佐賀県	79,061	92,365	83.6	137,312	160,417	232.3
長崎県	110,775	76,881	69.6	219,669	152,458	220.8
熊本県	151,719	82,976	75.1	224,174	122,602	177.5
大分県	106,255	88,406	80.0	169,902	141,361	204.7
宮崎県	93,895	81,799	74.0	193,589	168,651	244.2
鹿児島県	136,871	79,856	72.3	281,457	164,212	237.8
沖縄県	101,296	71,659	64.9	203,641	144,060	208.6
合計	14,026,237	110,499	100.0	8,766,464	69,063	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
76,937	13,991	111.5	1,320,036	240,054	125.0	北海道
18,553	13,291	105.9	376,294	269,574	140.3	青森県
19,439	14,523	115.7	361,781	270,285	140.7	岩手県
28,939	12,446	99.2	446,815	192,172	100.0	宮城県
15,867	14,456	115.2	302,677	275,766	143.5	秋田県
17,070	14,606	116.4	300,981	257,523	134.0	山形県
28,083	13,781	109.8	444,243	218,002	113.5	福島県
36,820	12,384	98.7	541,213	182,032	94.8	茨城県
26,139	13,097	104.3	391,932	196,368	102.2	栃木県
26,215	13,117	104.5	378,857	189,565	98.7	群馬県
74,934	10,494	83.6	984,525	137,871	71.8	埼玉県
62,944	10,215	81.4	871,145	141,376	73.6	千葉県
178,264	14,078	112.2	2,462,314	194,458	101.2	東京都
91,308	10,252	81.7	1,183,373	132,865	69.2	神奈川県
32,721	13,755	109.6	563,414	236,843	123.3	新潟県
15,701	14,367	114.5	256,845	235,016	122.3	富山県
16,086	13,865	110.5	269,410	232,209	120.9	石川県
11,651	14,448	115.1	230,690	286,064	148.9	福井県
11,575	13,450	107.2	231,996	269,588	140.3	山梨県
29,389	13,645	108.7	471,675	218,996	114.0	長野県
27,634	13,307	106.0	416,555	200,588	104.4	岐阜県
46,242	12,296	98.0	646,478	171,899	89.5	静岡県
91,712	12,651	100.8	1,076,178	148,446	77.3	愛知県
24,075	13,054	104.0	374,449	203,031	105.7	三重県
17,442	12,540	99.9	276,723	198,949	103.6	滋賀県
31,012	12,175	97.0	454,290	178,347	92.8	京都府
107,201	12,348	98.4	1,392,622	160,410	83.5	大阪府
64,077	11,483	91.5	959,877	172,017	89.5	兵庫県
15,556	11,059	88.1	278,477	197,965	103.0	奈良県
13,056	12,730	101.4	255,633	249,249	129.7	和歌山県
8,771	14,811	118.0	185,249	312,808	162.8	鳥取県
11,330	15,775	125.7	249,363	347,196	180.7	島根県
24,545	12,691	101.1	382,746	197,898	103.0	岡山県
36,359	12,746	101.5	529,598	185,646	96.6	広島県
19,783	13,593	108.3	333,358	229,049	119.2	山口県
10,768	13,609	108.4	231,978	293,182	152.6	徳島県
13,205	13,077	104.2	224,022	221,849	115.5	香川県
19,099	13,170	104.9	321,728	221,841	115.5	愛媛県
11,088	14,468	115.3	239,222	312,126	162.5	高知県
59,560	11,809	94.1	835,475	165,654	86.2	福岡県
11,207	13,093	104.3	227,580	265,874	138.4	佐賀県
17,801	12,354	98.4	348,244	241,693	125.8	長崎県
23,246	12,713	101.3	399,139	218,291	113.6	熊本県
16,449	13,686	109.0	292,605	243,452	126.7	大分県
15,422	13,435	107.0	302,906	263,886	137.4	宮崎県
22,852	13,333	106.2	441,180	257,400	134.0	鹿児島県
15,137	10,708	85.3	320,074	226,428	117.9	沖縄県
1,593,264	12,552	100.0	24,385,965	192,114	100.0	合計

21 平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県		市 町 村 民 税					
		個 人			法 人		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
北海道		229,566	41,748	78.0	57,524	10,461	68.0
青森県		45,803	32,813	61.3	10,890	7,802	50.7
岩手県		45,379	33,902	63.3	11,190	8,360	54.3
宮城県		101,221	43,534	81.3	28,799	12,386	80.5
秋田県		35,292	32,154	60.1	9,032	8,229	53.5
山形県		41,311	35,346	66.0	9,979	8,539	55.5
福島県		75,730	37,163	69.4	17,937	8,802	57.2
茨城県		143,773	48,357	90.3	38,884	13,078	85.0
栃木県		95,179	47,687	89.1	27,845	13,951	90.7
群馬県		90,607	45,336	84.7	27,337	13,678	88.9
埼玉県		416,537	58,331	109.0	77,542	10,859	70.6
千葉県		381,235	61,869	115.6	62,210	10,096	65.6
東京都		1,121,503	88,569	165.5	527,106	41,627	270.5
神奈川県		639,107	71,757	134.0	108,382	12,169	79.1
新潟県		96,683	40,643	75.9	26,744	11,243	73.1
富山県		51,230	46,876	87.6	14,131	12,930	84.0
石川県		54,599	47,060	87.9	15,036	12,960	84.2
福井県		36,925	45,789	85.5	12,310	15,265	99.2
山梨県		38,173	44,359	82.9	12,465	14,485	94.1
長野県		92,358	42,882	80.1	24,345	11,303	73.4
岐阜県		97,212	46,811	87.4	22,370	10,772	70.0
静岡県		201,277	53,520	100.0	49,501	13,162	85.5
愛知県		438,511	60,487	113.0	118,264	16,313	106.0
三重県		91,580	49,656	92.8	22,194	12,034	78.2
滋賀県		69,922	50,270	93.9	22,105	15,892	103.3
京都府		131,963	51,806	96.8	37,610	14,765	95.9
大阪府		451,556	52,013	97.2	168,449	19,403	126.1
兵庫県		302,956	54,292	101.4	69,637	12,479	81.1
奈良県		72,166	51,302	95.8	10,028	7,129	46.3
和歌山県		40,566	39,553	73.9	9,462	9,226	59.9
鳥取県		21,521	36,340	67.9	5,513	9,310	60.5
島根県		27,126	37,769	70.6	6,889	9,592	62.3
岡山県		85,614	44,266	82.7	24,880	12,864	83.6
広島県		143,397	50,267	93.9	43,106	15,110	98.2
山口県		64,143	44,073	82.3	16,994	11,676	75.9
徳島県		31,018	39,202	73.2	11,935	15,084	98.0
香川県		45,385	44,944	84.0	16,427	16,267	105.7
愛媛県		56,008	38,620	72.1	19,890	13,715	89.1
高知県		27,986	36,516	68.2	5,976	7,797	50.7
福岡県		228,414	45,289	84.6	66,548	13,195	85.7
佐賀県		31,144	36,385	68.0	9,054	10,578	68.7
長崎県		52,381	36,354	67.9	12,189	8,459	55.0
熊本県		65,185	35,650	66.6	16,959	9,275	60.3
大分県		45,413	37,784	70.6	12,407	10,323	67.1
宮崎県		38,794	33,797	63.1	9,143	7,966	51.8
鹿児島県		58,153	33,928	63.4	14,773	8,619	56.0
沖縄県		43,379	30,687	57.3	11,505	8,139	52.9
合 計		6,794,981	53,531	100.0	1,953,500	15,390	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値で、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
287,090	52,209	75.8	73,390	13,346	48.7	北 海 道
56,693	40,615	58.9	22,605	16,194	59.1	青 森 県
56,569	42,262	61.3	24,264	18,127	66.2	岩 手 県
130,020	55,921	81.1	45,370	19,513	71.3	宮 城 県
44,324	40,383	58.6	18,085	16,477	60.2	秋 田 県
51,290	43,885	63.7	20,738	17,744	64.8	山 形 県
93,667	45,965	66.7	38,793	19,037	69.5	福 島 県
182,657	61,435	89.1	65,497	22,029	80.4	茨 城 県
123,024	61,638	89.4	50,872	25,488	93.1	栃 木 県
117,944	59,015	85.6	50,661	25,349	92.6	群 馬 県
494,078	69,190	100.4	198,915	27,856	101.7	埼 玉 県
443,445	71,965	104.4	142,947	23,198	84.7	千 葉 県
1,648,609	130,197	188.9	695,351	54,914	200.5	東 京 都
747,490	83,925	121.8	280,608	31,506	115.0	神 奈 川 県
123,427	51,885	75.3	49,334	20,739	75.7	新 潟 県
65,362	59,806	86.8	24,548	22,461	82.0	富 山 県
69,635	60,020	87.1	27,117	23,373	85.3	石 川 県
49,235	61,053	88.6	20,074	24,892	90.9	福 井 県
50,638	58,843	85.4	19,874	23,094	84.3	山 梨 県
116,703	54,185	78.6	47,585	22,094	80.7	長 野 県
119,582	57,583	83.5	50,370	24,255	88.6	岐 阜 県
250,778	66,682	96.8	109,637	29,153	106.5	静 岡 県
556,775	76,801	111.4	239,326	33,012	120.5	愛 知 県
113,774	61,690	89.5	41,093	22,281	81.4	三 重 県
92,027	66,162	96.0	30,020	21,583	78.8	滋 賀 県
169,573	66,572	96.6	72,447	28,442	103.9	京 都 府
620,005	71,416	103.6	271,788	31,306	114.3	大 阪 府
372,593	66,771	96.9	146,626	26,276	96.0	兵 庫 県
82,194	58,430	84.8	30,112	21,406	78.2	奈 良 県
50,028	48,779	70.8	22,605	22,041	80.5	和 歌 山 県
27,034	45,650	66.2	11,771	19,876	72.6	鳥 取 県
34,015	47,360	68.7	13,497	18,792	68.6	島 根 県
110,494	57,131	82.9	45,600	23,578	86.1	岡 山 県
186,503	65,377	94.9	75,001	26,291	96.0	広 島 県
81,137	55,749	80.9	32,883	22,594	82.5	山 口 県
42,954	54,286	78.8	19,090	24,126	88.1	徳 島 県
61,811	61,212	88.8	22,483	22,265	81.3	香 川 県
75,899	52,335	75.9	33,894	23,371	85.3	愛 媛 県
33,962	44,313	64.3	17,375	22,671	82.8	高 知 県
294,962	58,484	84.9	112,107	22,228	81.2	福 岡 県
40,198	46,962	68.1	15,555	18,172	66.4	佐 賀 県
64,570	44,813	65.0	20,003	13,883	50.7	長 崎 県
82,144	44,925	65.2	30,724	16,803	61.4	熊 本 県
57,819	48,107	69.8	22,918	19,068	69.6	大 分 県
47,938	41,763	60.6	18,379	16,011	58.5	宮 崎 県
72,925	42,547	61.7	28,622	16,699	61.0	鹿 児 島 県
54,884	38,826	56.3	25,603	18,112	66.1	沖 縄 県
8,748,480	68,921	100.0	3,476,159	27,385	100.0	合 計

2 東京都の収入については、都が徴収する市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	162,602	29,570	99.3	51,873	9,433	74.5
青森県	36,493	26,143	87.8	15,947	11,424	90.2
岩手県	32,241	24,087	80.9	13,904	10,387	82.0
宮城県	66,556	28,625	96.1	26,928	11,581	91.5
秋田県	26,058	23,741	79.7	10,604	9,661	76.3
山形県	28,979	24,795	83.2	11,523	9,859	77.9
福島県	54,099	26,548	89.1	37,048	18,180	143.6
茨城県	87,789	29,527	99.1	45,644	15,352	121.2
栃木県	61,128	30,627	102.8	32,913	16,490	130.2
群馬県	57,832	28,937	97.1	31,682	15,852	125.2
埼玉県	178,158	24,949	83.7	61,473	8,609	68.0
千葉県	171,704	27,865	93.5	77,643	12,600	99.5
東京都	510,472	40,314	135.3	170,710	13,482	106.5
神奈川県	265,472	29,806	100.0	104,097	11,688	92.3
新潟県	68,915	28,970	97.2	35,706	15,010	118.5
富山県	36,325	33,237	111.6	18,221	16,673	131.7
石川県	35,320	30,443	102.2	16,454	14,182	112.0
福井県	26,220	32,514	109.1	16,428	20,371	160.9
山梨県	24,978	29,026	97.4	12,955	15,054	118.9
長野県	63,317	29,398	98.7	29,408	13,654	107.8
岐阜県	58,204	28,028	94.1	28,473	13,711	108.3
静岡県	117,433	31,225	104.8	64,862	17,247	136.2
愛知県	241,006	33,244	111.6	117,719	16,238	128.2
三重県	52,834	28,647	96.2	42,167	22,864	180.6
滋賀県	43,584	31,334	105.2	23,792	17,105	135.1
京都府	71,834	28,201	94.7	26,277	10,316	81.5
大阪府	288,795	33,265	111.7	90,110	10,379	82.0
兵庫県	169,360	30,350	101.9	70,964	12,717	100.4
奈良県	29,348	20,863	70.0	10,281	7,309	57.7
和歌山県	24,276	23,669	79.5	12,784	12,465	98.4
鳥取県	15,809	26,694	89.6	6,297	10,634	84.0
島根県	17,759	24,726	83.0	9,745	13,568	107.2
岡山県	51,184	26,464	88.8	28,873	14,929	117.9
広島県	79,188	27,759	93.2	40,372	14,152	111.8
山口県	37,824	25,989	87.2	25,202	17,316	136.8
徳島県	21,201	26,795	89.9	10,951	13,840	109.3
香川県	29,546	29,259	98.2	9,785	9,690	76.5
愛媛県	37,680	25,982	87.2	17,892	12,337	97.4
高知県	18,150	23,682	79.5	6,346	8,280	65.4
福岡県	145,933	28,935	97.1	49,290	9,773	77.2
佐賀県	21,138	24,694	82.9	10,922	12,760	100.8
長崎県	35,033	24,314	81.6	11,605	8,055	63.6
熊本県	43,527	23,805	79.9	17,160	9,385	74.1
大分県	31,085	25,863	86.8	18,486	15,381	121.5
宮崎県	27,218	23,711	79.6	12,607	10,983	86.7
鹿児島県	41,341	24,120	81.0	15,058	8,785	69.4
沖縄県	36,620	25,906	87.0	8,031	5,681	44.9
合計	3,781,568	29,791	100.0	1,607,212	12,662	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
4,144	754	99.3	292,009	53,103	75.2	北海道
1,245	892	117.6	76,290	54,654	77.4	青森県
1,684	1,258	165.8	72,093	53,860	76.3	岩手県
1,251	538	70.9	140,104	60,258	85.4	宮城県
2,427	2,211	291.4	57,173	52,090	73.8	秋田県
996	852	112.3	62,236	53,250	75.4	山形県
1,162	570	75.2	131,102	64,335	91.1	福島県
1,670	562	74.0	200,600	67,470	95.6	茨城県
1,051	527	69.4	145,964	73,132	103.6	栃木県
1,100	550	72.5	141,274	70,688	100.1	群馬県
3,608	505	66.6	442,155	61,918	87.7	埼玉県
2,567	417	54.9	394,861	64,081	90.8	千葉県
18,918	1,494	196.9	1,395,451	110,204	156.1	東京都
5,425	609	80.3	655,603	73,609	104.3	神奈川県
1,177	495	65.2	155,133	65,214	92.4	新潟県
660	604	79.6	79,754	72,976	103.4	富山県
1,053	908	119.6	79,944	68,905	97.6	石川県
795	985	129.9	63,516	78,762	111.6	福井県
550	639	84.2	58,357	67,812	96.1	山梨県
1,395	648	85.4	141,706	65,794	93.2	長野県
428	206	27.2	137,474	66,199	93.8	岐阜県
1,374	365	48.2	293,306	77,990	110.5	静岡県
3,634	501	66.1	601,684	82,995	117.6	愛知県
511	277	36.5	136,605	74,069	104.9	三重県
303	218	28.7	97,699	70,240	99.5	滋賀県
711	279	36.8	171,269	67,238	95.2	京都府
8,053	928	122.2	658,746	75,878	107.5	大阪府
4,050	726	95.6	390,999	70,070	99.3	兵庫県
325	231	30.4	70,066	49,809	70.6	奈良県
349	340	44.8	60,014	58,515	82.9	和歌山県
355	599	79.0	34,232	57,803	81.9	鳥取県
493	687	90.5	41,494	57,773	81.8	島根県
1,186	613	80.8	126,843	65,584	92.9	岡山県
1,497	525	69.2	196,059	68,727	97.4	広島県
1,069	734	96.8	96,978	66,633	94.4	山口県
428	541	71.3	51,670	65,303	92.5	徳島県
418	414	54.6	62,232	61,628	87.3	香川県
958	660	87.0	90,424	62,350	88.3	愛媛県
702	916	120.7	42,574	55,549	78.7	高知県
6,001	1,190	156.8	313,332	62,126	88.0	福岡県
384	448	59.1	47,999	56,075	79.4	佐賀県
2,264	1,571	207.1	68,906	47,823	67.7	長崎県
874	478	63.0	92,284	50,471	71.5	熊本県
610	508	66.9	73,099	60,819	86.1	大分県
1,075	936	123.4	59,279	51,642	73.2	宮崎県
3,061	1,786	235.4	88,082	51,390	72.8	鹿児島県
2,320	1,642	216.3	72,574	51,341	72.7	沖縄県
96,311	759	100.0	8,961,250	70,597	100.0	合計

平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	6,891	1,253	89.6	40,759	7,412	119.5
青森県	2,662	1,907	136.3	9,429	6,755	108.9
岩手県	2,685	2,006	143.4	7,605	5,682	91.6
宮城県	3,567	1,534	109.7	14,988	6,446	103.9
秋田県	2,164	1,972	141.0	6,312	5,751	92.7
山形県	2,462	2,106	150.6	6,329	5,415	87.3
福島県	3,792	1,861	133.0	12,840	6,301	101.6
茨城県	4,939	1,661	118.7	19,159	6,444	103.9
栃木県	3,334	1,670	119.4	12,870	6,448	103.9
群馬県	3,833	1,918	137.1	12,349	6,179	99.6
埼玉県	7,183	1,006	71.9	41,378	5,794	93.4
千葉県	6,185	1,004	71.8	36,169	5,870	94.6
東京都	5,473	432	30.9	92,986	7,343	118.3
神奈川県	6,020	676	48.3	50,331	5,651	91.1
新潟県	4,963	2,086	149.1	13,946	5,863	94.5
富山県	2,118	1,938	138.5	6,259	5,727	92.3
石川県	1,998	1,722	123.1	7,202	6,208	100.0
福井県	1,585	1,966	140.5	4,787	5,936	95.7
山梨県	1,866	2,169	155.0	5,377	6,248	100.7
長野県	4,876	2,264	161.8	11,501	5,340	86.1
岐阜県	3,788	1,824	130.4	11,123	5,356	86.3
静岡県	6,771	1,800	128.7	22,672	6,028	97.2
愛知県	9,299	1,283	91.7	44,718	6,168	99.4
三重県	3,673	1,991	142.3	10,701	5,802	93.5
滋賀県	2,584	1,858	132.8	8,306	5,972	96.2
京都府	3,082	1,210	86.5	15,078	5,919	95.4
大阪府	6,879	792	56.6	64,290	7,405	119.3
兵庫県	6,445	1,155	82.6	30,554	5,475	88.2
奈良県	2,017	1,434	102.5	6,679	4,748	76.5
和歌山県	2,296	2,239	160.0	6,123	5,970	96.2
鳥取県	1,346	2,274	162.5	3,381	5,710	92.0
島根県	1,853	2,580	184.4	3,673	5,114	82.4
岡山県	4,172	2,157	154.2	11,091	5,734	92.4
広島県	4,895	1,716	122.7	15,999	5,608	90.4
山口県	2,922	2,007	143.5	8,140	5,593	90.1
徳島県	1,794	2,267	162.1	4,579	5,787	93.3
香川県	2,205	2,183	156.1	5,991	5,933	95.6
愛媛県	3,008	2,074	148.3	8,119	5,598	90.2
高知県	1,859	2,425	173.4	4,611	6,017	97.0
福岡県	7,358	1,459	104.3	32,614	6,467	104.2
佐賀県	1,934	2,260	161.5	5,323	6,218	100.2
長崎県	2,922	2,028	145.0	8,234	5,715	92.1
熊本県	3,709	2,028	145.0	10,625	5,811	93.6
大分県	2,497	2,078	148.5	7,233	6,018	97.0
宮崎県	2,641	2,301	164.5	6,802	5,926	95.5
鹿児島県	3,875	2,261	161.6	9,675	5,645	91.0
沖縄県	3,155	2,232	159.6	8,705	6,158	99.2
合計	177,577	1,399	100.0	787,615	6,205	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県	
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		
280	51	368.5	7	1	5.5	北海道	
17	12	86.2	-	-	-	青森県	
9	7	48.7	4	3	13.5	岩手県	
1	0	3.1	8	4	15.6	宮城県	
61	56	403.1	-	-	-	秋田県	
5	5	33.6	0	0	0.3	山形県	
1	0	3.1	5	3	10.9	福島県	
2	1	4.6	15	5	22.4	茨城県	
27	13	97.6	0	0	0.3	栃木県	
4	2	14.1	7	4	15.9	群馬県	
29	4	29.3	5	1	2.9	埼玉県	
65	10	75.8	46	7	32.4	千葉県	
5	0	2.9	1,740	137	596.6	東京都	
-	-	-	669	75	326.4	神奈川県	
743	312	2,260.3	1	0	1.4	新潟県	
0	0	2.6	0	0	0.0	富山県	
0	0	0.1	1	0	1.9	石川県	
1	1	7.3	1	1	4.0	福井県	
-	-	-	0	0	0.2	山梨県	
0	0	1.4	7	3	14.3	長野県	
9	5	32.9	1	1	2.6	岐阜県	
1	0	1.4	11	3	12.3	静岡県	
7	1	6.5	60	8	36.0	愛知県	
12	7	48.8	22	12	52.9	三重県	
5	4	28.1	3	2	8.0	滋賀県	
0	0	1.3	96	37	162.9	京都府	
-	-	-	12	1	6.1	大阪府	
4	1	5.4	81	15	63.1	兵庫県	
-	-	-	0	0	1.2	奈良県	
-	-	-	1	1	2.2	和歌山県	
-	-	-	-	-	-	鳥取県	
0	0	3.5	-	-	-	島根県	
9	5	32.6	26	14	58.8	岡山県	
1	0	1.3	7	3	11.2	広島県	
60	41	297.1	1	1	3.7	山口県	
2	3	20.5	4	5	22.3	徳島県	
-	-	-	-	-	-	香川県	
0	0	0.1	-	-	-	愛媛県	
29	38	276.5	8	10	45.3	高知県	
35	7	50.8	64	13	54.7	福岡県	
-	-	-	-	-	-	佐賀県	
2	1	9.3	2	2	6.9	長崎県	
0	0	0.3	1	0	1.8	熊本県	
45	37	270.1	1	1	2.5	大分県	
0	0	0.0	0	0	1.1	宮崎県	
249	145	1,049.9	6	3	14.2	鹿児島県	
33	24	170.2	0	0	0.1	沖縄県	
1,754	14	100.0	2,923	23	100.0	合計	

平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,282	415	235.7	9,044	1,645	63.4
青森県	222	159	90.2	175	125	4.8
岩手県	558	417	236.9	-	-	-
宮城県	533	229	130.2	4,709	2,025	78.0
秋田県	711	647	367.7	1,430	1,303	50.2
山形県	621	531	301.8	-	-	-
福島県	852	418	237.5	3,964	1,945	74.9
茨城県	391	131	74.6	-	-	-
栃木県	898	450	255.5	3,033	1,520	58.6
群馬県	922	461	261.9	168	84	3.2
埼玉県	64	9	5.1	8,335	1,167	45.0
千葉県	360	58	33.2	10,058	1,632	62.9
東京都	223	18	10.0	97,930	7,734	298.0
神奈川県	960	108	61.2	30,809	3,459	133.3
新潟県	901	379	215.2	4,315	1,814	69.9
富山県	304	278	157.9	3,060	2,800	107.9
石川県	593	511	290.1	2,377	2,049	78.9
福井県	420	521	296.0	-	-	-
山梨県	764	887	503.9	-	-	-
長野県	1,235	574	325.8	1,849	858	33.1
岐阜県	798	384	218.2	1,528	736	28.3
静岡県	1,672	445	252.6	7,330	1,949	75.1
愛知県	376	52	29.5	28,768	3,968	152.9
三重県	567	307	174.5	236	128	4.9
滋賀県	225	162	92.0	1,422	1,022	39.4
京都府	118	46	26.3	6,831	2,682	103.3
大阪府	141	16	9.2	36,246	4,175	160.9
兵庫県	639	114	65.0	16,857	3,021	116.4
奈良県	46	33	18.6	889	632	24.4
和歌山県	440	429	243.6	2,080	2,028	78.1
鳥取県	191	322	182.7	-	-	-
島根県	198	276	156.5	-	-	-
岡山県	186	96	54.5	7,627	3,943	151.9
広島県	234	82	46.6	9,357	3,280	126.4
山口県	233	160	91.0	-	-	-
徳島県	57	72	40.6	-	-	-
香川県	118	117	66.2	1,772	1,754	67.6
愛媛県	170	117	66.4	1,857	1,281	49.3
高知県	58	76	43.1	1,058	1,380	53.2
福岡県	249	49	28.1	14,413	2,858	110.1
佐賀県	158	185	104.9	-	-	-
長崎県	211	147	83.3	1,449	1,005	38.7
熊本県	416	227	129.2	1,928	1,054	40.6
大分県	527	439	249.2	2,903	2,415	93.1
宮崎県	182	158	90.0	1,029	897	34.6
鹿児島県	271	158	89.8	1,814	1,058	40.8
沖縄県	55	39	22.2	814	576	22.2
合計	22,349	176	100.0	329,464	2,596	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
46,518	8,460	85.5	-	-	-	北 海 道	
1,460	1,046	10.6	-	-	-	青 森 県	
2,262	1,690	17.1	-	-	-	岩 手 県	
19,910	8,563	86.6	1	0	1.1	宮 城 県	
304	277	2.8	-	-	-	秋 田 県	
7,786	6,662	67.4	-	-	-	山 形 県	
9,874	4,846	49.0	-	-	-	福 島 県	
17,582	5,914	59.8	-	-	-	茨 城 県	
15,609	7,821	79.1	-	-	-	栃 木 県	
12,689	6,349	64.2	-	-	-	群 馬 県	
67,143	9,403	95.1	-	-	-	埼 玉 県	
57,679	9,361	94.6	0	0	0.2	千 葉 県	
266,748	21,066	213.0	403	32	126.5	東 京 都	
124,340	13,960	141.1	11	1	5.1	神 奈 川 県	
13,108	5,510	55.7	573	241	957.0	新 潟 県	
3,146	2,878	29.1	5	4	16.6	富 山 県	
11,320	9,757	98.6	-	-	-	石 川 県	
5,900	7,316	74.0	-	-	-	福 井 県	
2,928	3,403	34.4	10	12	47.6	山 梨 県	
13,280	6,166	62.3	1	0	0.9	長 野 県	
15,753	7,586	76.7	26	12	49.2	岐 阜 県	
39,720	10,562	106.8	560	149	591.5	静 岡 県	
95,825	13,218	133.6	-	-	-	愛 知 県	
10,095	5,474	55.3	-	-	-	三 重 県	
8,961	6,442	65.1	3	2	7.6	滋 賀 県	
30,032	11,790	119.2	17	7	26.7	京 都 府	
132,449	15,256	154.2	-	-	-	大 阪 府	
66,264	11,875	120.1	-	-	-	兵 庫 県	
8,834	6,280	63.5	-	-	-	奈 良 県	
6,738	6,570	66.4	-	-	-	和 歌 山 県	
846	1,429	14.4	-	-	-	鳥 取 県	
1,424	1,982	20.0	-	-	-	島 根 県	
15,700	8,117	82.1	0	0	0.0	岡 山 県	
29,004	10,167	102.8	-	-	-	広 島 県	
10,811	7,428	75.1	-	-	-	山 口 県	
3,004	3,797	38.4	-	-	-	徳 島 県	
448	444	4.5	-	-	-	香 川 県	
1,142	787	8.0	-	-	-	愛 媛 県	
-	-	-	0	0	1.9	高 知 県	
41,871	8,302	83.9	1,223	242	963.1	福 岡 県	
2,108	2,463	24.9	-	-	-	佐 賀 県	
9,089	6,308	63.8	-	-	-	長 崎 県	
5,902	3,228	32.6	3	1	5.9	熊 本 県	
7,825	6,511	65.8	-	-	-	大 分 県	
3,537	3,082	31.2	-	-	-	宮 崎 県	
8,517	4,969	50.2	354	206	819.4	鹿 児 島 県	
-	-	-	6	4	17.8	沖 縄 県	
1,255,486	9,891	100.0	3,195	25	100.0	合 計	

平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）

都道府県	市町村税 A			地方交付税 B		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	684,881	124,548	77.9	857,889	156,011	235.0
青森県	146,948	105,272	65.9	217,911	156,110	235.1
岩手県	141,786	105,928	66.3	217,231	162,292	244.5
宮城県	313,841	134,981	84.4	198,704	85,461	128.7
秋田県	112,479	102,479	64.1	203,961	185,826	279.9
山形県	130,730	111,855	70.0	165,899	141,945	213.8
福島県	256,098	125,674	78.6	218,638	107,291	161.6
茨城県	425,344	143,061	89.5	168,417	56,645	85.3
栃木県	304,760	152,693	95.5	94,713	47,454	71.5
群馬県	289,191	144,700	90.5	128,101	64,097	96.5
埼玉県	1,060,369	148,492	92.9	150,145	21,026	31.7
千葉県	948,868	153,989	96.3	151,396	24,570	37.0
東京都	3,509,567	277,163	173.4	56,687	4,477	6.7
神奈川県	1,616,235	181,465	113.5	55,140	6,191	9.3
新潟県	317,111	133,304	83.4	282,881	118,915	179.1
富山県	160,007	146,408	91.6	96,958	88,718	133.6
石川県	173,070	149,172	93.3	116,083	100,054	150.7
福井県	125,444	155,556	97.3	71,761	88,986	134.0
山梨県	119,940	139,375	87.2	99,009	115,052	173.3
長野県	291,157	135,183	84.6	269,519	125,136	188.5
岐阜県	290,083	139,686	87.4	172,203	82,922	124.9
静岡県	622,820	165,608	103.6	111,228	29,576	44.5
愛知県	1,337,512	184,494	115.4	87,390	12,054	18.2
三重県	275,686	149,481	93.5	127,089	68,909	103.8
滋賀県	211,235	151,867	95.0	92,802	66,720	100.5
京都府	396,097	155,501	97.3	168,080	65,986	99.4
大阪府	1,518,768	174,941	109.4	263,918	30,400	45.8
兵庫県	884,436	158,497	99.2	339,862	60,906	91.7
奈良県	170,726	121,366	75.9	126,807	90,145	135.8
和歌山県	127,720	124,531	77.9	127,916	124,722	187.9
鳥取県	67,031	113,187	70.8	95,334	160,979	242.5
島根県	82,657	115,086	72.0	158,327	220,444	332.0
岡山県	276,147	142,781	89.3	197,002	101,860	153.4
広島県	442,059	154,960	96.9	216,255	75,807	114.2
山口県	200,282	137,613	86.1	145,809	100,185	150.9
徳島県	104,064	131,520	82.3	101,392	128,143	193.0
香川県	134,576	133,271	83.4	86,606	85,766	129.2
愛媛県	180,619	124,542	77.9	166,232	114,622	172.7
高知県	84,160	109,809	68.7	146,611	191,292	288.1
福岡県	706,121	140,006	87.6	369,520	73,267	110.4
佐賀県	97,720	114,163	71.4	104,701	122,319	184.2
長崎県	155,386	107,843	67.5	223,060	154,811	233.2
熊本県	197,010	107,746	67.4	242,877	132,830	200.1
大分県	151,949	126,424	79.1	145,967	121,447	182.9
宮崎県	121,408	105,768	66.2	159,484	138,939	209.3
鹿児島県	185,767	108,383	67.8	282,648	164,907	248.4
沖縄県	140,227	99,200	62.1	146,924	103,937	156.6
合計	20,290,093	159,846	100.0	8,427,087	66,389	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
34,727	6,315	168.4	1,577,497	286,874	124.7	北海道
6,327	4,532	120.9	371,186	265,914	115.6	青森県
9,017	6,736	179.7	368,034	274,957	119.6	岩手県
9,957	4,283	114.2	522,502	224,724	97.7	宮城県
6,678	6,084	162.3	323,118	294,389	128.0	秋田県
5,412	4,631	123.5	302,041	258,431	112.4	山形県
11,271	5,531	147.5	486,006	238,497	103.7	福島県
14,995	5,043	134.5	608,756	204,750	89.0	茨城県
8,345	4,181	111.5	407,817	204,327	88.8	栃木県
9,612	4,810	128.3	426,904	213,606	92.9	群馬県
19,181	2,686	71.6	1,229,695	172,204	74.9	埼玉県
19,058	3,093	82.5	1,119,322	181,652	79.0	千葉県
23,827	1,882	50.2	3,590,082	283,522	123.3	東京都
20,676	2,321	61.9	1,692,050	189,977	82.6	神奈川県
12,594	5,294	141.2	612,585	257,513	112.0	新潟県
4,920	4,502	120.1	261,886	239,628	104.2	富山県
4,778	4,118	109.8	293,931	253,344	110.2	石川県
3,609	4,475	119.4	200,814	249,017	108.3	福井県
3,393	3,943	105.2	222,343	258,370	112.3	山梨県
12,152	5,642	150.5	572,828	265,961	115.6	長野県
9,623	4,634	123.6	471,908	227,242	98.8	岐阜県
15,420	4,100	109.4	749,468	199,284	86.7	静岡県
23,932	3,301	88.0	1,448,834	199,850	86.9	愛知県
7,821	4,241	113.1	410,596	222,630	96.8	三重県
4,636	3,333	88.9	308,674	221,919	96.5	滋賀県
7,821	3,070	81.9	571,998	224,557	97.6	京都府
22,702	2,615	69.7	1,805,387	207,955	90.4	大阪府
19,111	3,425	91.3	1,243,408	222,827	96.9	兵庫県
4,290	3,050	81.3	301,823	214,561	93.3	奈良県
3,904	3,806	101.5	259,540	253,058	110.0	和歌山県
2,545	4,297	114.6	164,909	278,463	121.1	鳥取県
4,813	6,701	178.7	245,796	342,231	148.8	島根県
10,057	5,200	138.7	483,207	249,841	108.6	岡山県
11,248	3,943	105.2	669,563	234,710	102.1	広島県
5,795	3,982	106.2	351,886	241,780	105.1	山口県
3,755	4,746	126.6	209,211	264,408	115.0	徳島県
3,493	3,460	92.3	224,676	222,497	96.7	香川県
5,858	4,039	107.7	352,709	243,204	105.7	愛媛県
3,592	4,687	125.0	234,364	305,788	133.0	高知県
20,886	4,141	110.4	1,096,527	217,414	94.5	福岡県
3,686	4,306	114.9	206,107	240,788	104.7	佐賀県
5,994	4,160	111.0	384,441	266,815	116.0	長崎県
8,119	4,440	118.4	448,006	245,017	106.5	熊本県
6,076	5,055	134.8	303,992	252,926	110.0	大分県
6,918	6,027	160.7	287,810	250,735	109.0	宮崎県
9,065	5,289	141.1	477,480	278,579	121.1	鹿児島県
4,235	2,996	79.9	291,386	206,133	89.6	沖縄県
475,925	3,749	100.0	29,193,105	229,985	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成22年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	1,277,915	232,394	83.8	379,858	69,079	77.8
青森県	276,972	198,420	71.5	75,711	54,238	61.1
岩手県	267,794	200,068	72.1	75,023	56,050	63.2
宮城県	569,896	245,108	88.4	167,509	72,044	81.2
秋田県	210,990	192,231	69.3	58,356	53,167	59.9
山形県	241,810	206,896	74.6	68,279	58,421	65.8
福島県	465,623	228,494	82.4	125,032	61,357	69.1
茨城県	773,374	260,117	93.8	238,048	80,065	90.2
栃木県	545,811	273,466	98.6	157,515	78,919	88.9
群馬県	518,474	259,424	93.5	149,901	75,005	84.5
埼玉県	1,820,752	254,974	91.9	690,123	96,643	108.9
千葉県	1,637,441	265,735	95.8	631,742	102,524	115.5
東京都	5,818,225	459,486	165.6	1,860,923	146,964	165.6
神奈川県	2,676,093	300,462	108.3	1,057,596	118,743	133.8
新潟県	571,196	240,114	86.6	159,862	67,201	75.7
富山県	281,076	257,187	92.7	84,778	77,573	87.4
石川県	305,128	262,995	94.8	90,385	77,904	87.8
福井県	220,248	273,115	98.5	61,077	75,738	85.4
山梨県	220,736	256,503	92.5	63,145	73,377	82.7
長野県	524,696	243,614	87.8	152,808	70,948	80.0
岐阜県	520,285	250,538	90.3	160,942	77,500	87.3
静岡県	1,089,607	289,727	104.4	332,828	88,499	99.7
愛知県	2,327,277	321,020	115.7	735,899	101,509	114.4
三重県	499,439	270,803	97.6	151,630	82,216	92.7
滋賀県	370,394	266,293	96.0	115,848	83,288	93.9
京都府	677,780	266,086	95.9	218,957	85,959	96.9
大阪府	2,559,185	294,782	106.3	748,373	86,202	97.1
兵庫県	1,496,110	268,113	96.6	502,103	89,980	101.4
奈良県	301,251	214,154	77.2	119,592	85,016	95.8
和歌山県	221,746	216,208	77.9	67,137	65,461	73.8
鳥取県	121,859	205,769	74.2	35,580	60,079	67.7
島根県	148,571	206,861	74.6	44,868	62,472	70.4
岡山県	484,845	250,688	90.4	141,748	73,291	82.6
広島県	766,034	268,527	96.8	237,926	83,403	94.0
山口県	353,556	242,927	87.6	106,141	72,929	82.2
徳島県	186,128	235,235	84.8	51,312	64,850	73.1
香川県	248,819	246,405	88.8	75,122	74,394	83.8
愛媛県	321,028	221,359	79.8	92,654	63,888	72.0
高知県	150,433	196,278	70.8	46,292	60,400	68.1
福岡県	1,236,282	245,124	88.4	378,184	74,984	84.5
佐賀県	182,419	213,114	76.8	51,504	60,171	67.8
長崎県	279,496	193,980	69.9	86,650	60,138	67.8
熊本県	363,709	198,914	71.7	107,783	58,947	66.4
大分県	268,886	223,717	80.6	75,159	62,534	70.5
宮崎県	222,935	194,217	70.0	64,037	55,788	62.9
鹿児島県	336,452	196,298	70.8	96,196	56,124	63.2
沖縄県	254,217	179,839	64.8	71,674	50,703	57.1
合 計	35,212,992	277,410	100.0	11,263,814	88,737	100.0

(注) 1 人口1人当たり指数は全国平均を100とした数値で、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。また、地方消費税清算後の額をベースにしている。

地方法人二税			固定資産税			都道府県			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり					
	税額(円)	指数		税額(円)	指数				
131,648	23,941	66.7	293,042	53,291	75.8	北	海	道	
27,677	19,828	55.2	71,421	51,165	72.7	青	森	県	
26,593	19,868	55.4	70,674	52,800	75.1	岩	手	県	
69,873	30,052	83.7	140,104	60,258	85.7	宮	城	県	
21,319	19,423	54.1	54,600	49,746	70.7	秋	田	県	
23,769	20,337	56.7	61,772	52,853	75.1	山	形	県	
52,096	25,565	71.2	129,747	63,671	90.5	福	島	県	
93,671	31,505	87.8	200,600	67,470	95.9	茨	城	県	
65,118	32,626	90.9	145,964	73,132	104.0	栃	木	県	
62,984	31,515	87.8	141,274	70,688	100.5	群	馬	県	
178,033	24,931	69.5	442,155	61,918	88.0	埼	玉	県	
154,294	25,040	69.8	395,051	64,112	91.1	千	葉	県	
1,138,918	89,944	250.6	1,395,451	110,204	156.7	東	京	都	
266,051	29,871	83.2	655,708	73,621	104.7	神	奈	川	県
66,277	27,861	77.6	155,216	65,248	92.8	新	潟	県	
32,838	30,047	83.7	74,957	68,586	97.5	富	山	県	
35,890	30,935	86.2	79,008	68,099	96.8	石	川	県	
29,940	37,127	103.4	63,173	78,337	111.4	福	井	県	
32,074	37,271	103.8	58,637	68,138	96.9	山	梨	県	
57,632	26,758	74.5	141,761	65,819	93.6	長	野	県	
57,588	27,731	77.3	136,403	65,683	93.4	岐	阜	県	
132,832	35,320	98.4	293,306	77,990	110.9	静	岡	県	
305,721	42,171	117.5	603,074	83,187	118.3	愛	知	県	
60,803	32,968	91.8	136,605	74,069	105.3	三	重	県	
52,791	37,953	105.7	97,699	70,240	99.9	滋	賀	県	
85,320	33,495	93.3	169,104	66,388	94.4	京	都	府	
383,467	44,170	123.1	658,467	75,846	107.8	大	阪	府	
159,196	28,529	79.5	390,641	70,006	99.5	兵	庫	県	
23,450	16,670	46.4	69,856	49,659	70.6	奈	良	県	
22,878	22,306	62.1	59,682	58,192	82.7	和	歌	山	県
13,101	22,123	61.6	32,244	54,446	77.4	鳥	取	県	
16,947	23,596	65.7	39,243	54,639	77.7	島	根	県	
58,144	30,063	83.8	126,814	65,569	93.2	岡	山	県	
100,743	35,315	98.4	196,059	68,727	97.7	広	島	県	
41,058	28,210	78.6	96,005	65,965	93.8	山	口	県	
26,696	33,740	94.0	51,670	65,303	92.8	徳	島	県	
36,820	36,463	101.6	62,232	61,628	87.6	香	川	県	
44,179	30,463	84.9	90,127	62,146	88.3	愛	媛	県	
13,680	17,849	49.7	40,556	52,916	75.2	高	知	県	
148,774	29,498	82.2	310,730	61,610	87.6	福	岡	県	
21,968	25,665	71.5	47,702	55,729	79.2	佐	賀	県	
28,796	19,986	55.7	68,906	47,823	68.0	長	崎	県	
37,932	20,745	57.8	91,331	49,950	71.0	熊	本	県	
29,404	24,465	68.2	73,099	60,819	86.5	大	分	県	
22,538	19,635	54.7	56,726	49,419	70.3	宮	崎	県	
34,883	20,352	56.7	88,082	51,390	73.1	鹿	児	島	県
29,936	21,177	59.0	72,574	51,341	73.0	沖	縄	県	
4,556,342	35,895	100.0	8,929,254	70,345	100.0	合	計		

3 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除いたものである。

4 法人二税の税収額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたものである。

5 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いたものである。

6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度
北海道	13,468.1	12,978.0	-2.1	-3.6	13,849.8	13,222.1	-0.9	-4.5	18,788.7	18,359.5
青森県	3,345.9	3,204.3	-2.5	-4.2	3,453.5	3,297.8	-1.5	-4.5	4,614.3	4,475.1
岩手県	3,246.6	3,053.8	-0.7	-5.9	3,270.4	3,064.3	0.3	-6.3	4,577.0	4,391.8
宮城県	6,099.7	5,796.5	0.3	-5.0	6,226.2	5,788.4	1.0	-7.0	8,468.2	8,193.4
秋田県	2,785.1	2,551.4	0.8	-8.4	2,787.1	2,544.7	1.9	-8.7	3,872.9	3,655.2
山形県	3,039.1	2,739.4	3.1	-9.9	3,056.1	2,764.7	3.4	-9.5	4,208.6	3,922.4
福島県	5,862.2	5,558.9	-0.8	-5.2	5,951.3	5,629.7	0.1	-5.4	7,944.5	7,666.9
茨城県	8,561.7	8,346.5	4.8	-2.5	8,955.6	8,723.5	3.7	-2.6	11,691.0	11,515.7
栃木県	6,291.9	5,892.2	-0.1	-6.4	6,344.1	5,866.7	1.0	-7.5	8,398.6	7,990.1
群馬県	5,699.8	5,298.3	-0.6	-7.0	5,896.3	5,418.5	1.6	-8.1	7,602.7	7,221.4
埼玉県	15,591.5	14,905.5	1.2	-4.4	21,529.2	20,864.5	1.9	-3.1	21,505.3	20,796.1
千葉県	14,165.6	13,713.2	4.4	-3.2	18,803.8	18,221.4	4.6	-3.1	20,095.9	19,688.9
東京都	70,910.7	66,755.2	0.3	-5.9	58,551.7	53,349.6	-1.0	-8.9	93,954.0	89,714.9
神奈川県	22,365.0	21,457.8	-0.4	-4.1	29,350.0	28,515.0	1.1	-2.8	31,794.3	30,898.7
新潟県	6,403.1	6,105.0	-0.8	-4.7	6,596.1	6,260.2	0.1	-5.1	8,994.6	8,698.3
富山県	3,377.4	3,182.2	-0.3	-5.8	3,479.6	3,247.4	0.8	-6.7	4,681.4	4,496.4
石川県	3,404.2	3,230.9	1.5	-5.1	3,505.0	3,291.3	2.8	-6.1	4,787.1	4,611.4
福井県	2,309.5	2,197.9	0.7	-4.8	2,342.8	2,212.9	2.2	-5.5	3,299.2	3,173.5
山梨県	2,329.7	2,257.3	0.1	-3.1	2,419.5	2,375.8	1.2	-1.8	3,181.4	3,119.8
長野県	6,153.8	5,824.8	1.8	-5.3	6,248.0	5,897.6	2.0	-5.6	8,335.4	8,034.6
岐阜県	5,404.3	5,217.5	-1.1	-3.5	5,854.0	5,582.0	1.4	-4.6	7,423.5	7,265.6
静岡県	12,718.9	12,110.1	-1.2	-4.8	12,996.5	12,216.9	0.9	-6.0	17,044.3	16,452.7
愛知県	26,919.5	23,997.8	1.0	-10.9	26,691.5	23,946.3	1.8	-10.3	37,273.0	33,758.0
三重県	5,635.6	4,872.8	0.9	-13.5	6,047.9	5,306.4	2.2	-12.3	8,122.2	7,325.8
滋賀県	4,384.3	4,129.3	-3.8	-5.8	4,464.5	4,183.7	-0.7	-6.3	6,070.7	5,773.5
京都府	7,510.4	7,226.1	1.8	-3.8	7,997.6	7,686.3	4.1	-3.9	10,172.9	9,922.2
大阪府	28,516.6	27,571.6	2.9	-3.3	27,865.5	26,453.7	4.4	-5.1	39,106.8	37,984.6
兵庫県	13,756.9	13,325.2	-2.0	-3.1	15,966.4	15,307.3	-0.1	-4.1	19,233.0	19,096.6
奈良県	2,756.3	2,586.7	0.1	-6.2	3,759.7	3,545.9	1.4	-5.7	3,769.5	3,614.8
和歌山県	2,462.2	2,324.8	-0.4	-5.6	2,733.9	2,575.4	0.1	-5.8	3,435.9	3,310.4
鳥取県	1,413.1	1,358.8	-3.2	-3.8	1,430.3	1,371.2	-2.4	-4.1	2,038.6	1,992.7
島根県	1,758.9	1,591.1	3.5	-9.5	1,805.0	1,624.7	3.2	-10.0	2,517.3	2,374.8
岡山県	5,468.2	5,002.7	-0.5	-8.5	5,696.6	5,186.0	0.2	-9.0	7,656.2	7,223.0
広島県	8,517.1	8,181.9	4.2	-3.9	8,814.9	8,128.9	4.8	-7.8	11,932.5	11,515.6
山口県	4,214.7	3,995.9	1.0	-5.2	4,428.6	4,159.9	2.1	-6.1	5,919.8	5,721.8
徳島県	2,034.9	1,931.6	-1.7	-5.1	2,278.6	2,132.1	0.1	-6.4	2,740.6	2,654.0
香川県	2,681.6	2,563.2	-1.5	-4.4	2,734.8	2,584.6	-0.4	-5.5	3,729.0	3,612.3
愛媛県	3,591.7	3,270.5	-2.7	-8.9	3,648.3	3,299.4	-2.3	-9.6	5,024.7	4,680.2
高知県	1,602.5	1,553.8	-2.2	-3.0	1,654.1	1,582.4	-3.0	-4.3	2,251.4	2,214.8
福岡県	13,794.0	13,185.9	2.0	-4.4	14,125.8	13,365.7	3.4	-5.4	18,573.9	18,020.0
佐賀県	2,213.3	2,085.7	5.4	-5.8	2,249.3	2,101.4	6.2	-6.6	3,021.1	2,923.8
長崎県	3,093.6	3,007.3	0.8	-2.8	3,232.2	3,107.0	2.6	-3.9	4,379.2	4,310.9
熊本県	4,213.5	3,988.3	2.1	-5.3	4,411.4	4,125.0	3.2	-6.5	5,787.6	5,604.9
大分県	3,099.2	3,091.5	-0.4	-0.2	3,209.6	3,074.4	1.9	-4.2	4,475.1	4,472.4
宮崎県	2,543.3	2,431.2	1.4	-4.4	2,541.1	2,420.1	2.5	-4.8	3,639.6	3,550.7
鹿児島県	3,892.2	3,716.8	1.0	-4.5	4,100.5	3,868.9	2.9	-5.6	5,468.3	5,318.6
沖縄県	2,555.1	2,548.2	1.0	-0.3	2,833.8	2,805.7	1.2	-1.0	3,660.9	3,697.4
合計	382,162.6	361,915.7	0.6	-5.3	396,188.4	372,297.3	1.4	-6.0	525,263.1	505,016.3

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成23年版「県民経済計算年報」によるものである。
 2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		県別
19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	
-2.0	-2.3	20,012.2	19,436.5	-1.8	-2.9	2,486	2,389	-0.3	-3.9	北海道
-1.8	-3.0	4,771.3	4,605.4	-2.0	-3.5	2,455	2,369	-0.4	-3.5	青森県
-0.4	-4.0	5,202.3	4,986.3	1.6	-4.2	2,398	2,267	1.1	-5.5	岩手県
-1.1	-3.2	9,076.3	8,784.6	-0.8	-3.2	2,652	2,473	1.3	-6.7	宮城県
0.5	-5.6	4,376.1	4,102.4	1.9	-6.3	2,487	2,297	3.1	-7.6	秋田県
2.5	-6.8	4,863.8	4,568.3	4.0	-6.1	2,550	2,327	4.2	-8.8	山形県
-0.2	-3.5	9,180.3	8,898.8	1.7	-3.1	2,880	2,743	0.8	-4.8	福島県
4.1	-1.5	12,142.6	11,878.3	4.1	-2.2	3,017	2,943	3.8	-2.4	茨城県
0.3	-4.9	9,128.2	8,707.7	-0.1	-4.6	3,150	2,917	1.0	-7.4	栃木県
-0.5	-5.0	7,922.1	7,472.2	-0.3	-5.7	2,924	2,693	1.8	-7.9	群馬県
1.2	-3.3	23,201.2	22,301.9	1.4	-3.9	3,036	2,933	1.6	-3.4	埼玉県
3.6	-2.0	20,914.9	20,555.3	3.5	-1.7	3,083	2,976	4.2	-3.5	千葉県
0.3	-4.5	100,982.9	97,500.5	1.4	-3.4	4,589	4,155	-1.8	-9.5	東京都
-0.1	-2.8	34,925.8	33,830.5	0.8	-3.1	3,305	3,198	0.6	-3.2	神奈川県
-1.5	-3.3	9,535.0	9,221.2	-1.3	-3.3	2,743	2,618	0.7	-4.5	新潟県
-0.2	-4.0	5,052.8	4,903.1	-0.1	-3.0	3,147	2,949	1.2	-6.3	富山県
1.0	-3.7	5,232.1	5,028.7	1.2	-3.9	2,996	2,818	3.0	-5.9	石川県
0.1	-3.8	3,463.5	3,281.2	0.5	-5.3	2,871	2,724	2.6	-5.1	福井県
0.1	-1.9	3,261.3	3,170.0	-0.6	-2.8	2,759	2,729	1.6	-1.1	山梨県
1.1	-3.6	9,457.4	9,302.5	3.4	-1.6	2,865	2,717	2.4	-5.2	長野県
-1.2	-2.1	7,903.0	7,672.7	-1.0	-2.9	2,782	2,658	1.5	-4.5	岐阜県
-0.7	-3.5	17,657.0	17,098.3	-0.5	-3.2	3,420	3,215	0.8	-6.0	静岡県
1.9	-9.4	42,146.9	38,691.3	4.3	-8.2	3,627	3,234	1.0	-10.8	愛知県
1.4	-9.8	8,921.5	8,272.5	2.5	-7.3	3,224	2,829	2.0	-12.2	三重県
-1.6	-4.9	6,642.7	6,284.3	-3.8	-5.4	3,198	2,984	-1.2	-6.7	滋賀県
1.1	-2.5	10,572.1	10,276.5	0.7	-2.8	3,035	2,924	4.4	-3.7	京都府
1.7	-2.9	41,226.4	39,877.5	2.0	-3.3	3,162	3,004	4.5	-5.0	大阪府
-1.6	-0.7	21,393.4	21,358.4	-0.7	-0.2	2,857	2,740	-0.1	-4.1	兵庫県
-0.2	-4.1	3,985.9	3,828.5	0.0	-3.9	2,666	2,526	1.8	-5.3	奈良県
-0.6	-3.7	3,402.4	3,087.3	-3.1	-9.3	2,682	2,546	1.0	-5.1	和歌山県
-2.7	-2.3	2,131.2	2,070.5	-2.9	-2.8	2,384	2,304	-1.7	-3.4	鳥取県
2.7	-5.7	2,625.8	2,462.9	2.6	-6.2	2,469	2,241	4.0	-9.2	島根県
-0.6	-5.7	8,196.6	7,811.4	-0.1	-4.7	2,918	2,662	0.4	-8.8	岡山県
3.0	-3.5	12,881.2	12,274.2	3.4	-4.7	3,068	2,834	4.8	-7.6	広島県
1.2	-3.3	6,088.6	5,845.9	1.6	-4.0	3,005	2,843	2.7	-5.4	山口県
-1.8	-3.2	2,850.7	2,746.3	-2.2	-3.7	2,849	2,685	0.7	-5.7	徳島県
-1.6	-3.1	3,842.7	3,706.3	-2.0	-3.6	2,719	2,578	-0.1	-5.2	香川県
-1.7	-6.9	5,182.7	4,802.1	-2.1	-7.3	2,513	2,285	-1.7	-9.1	愛媛県
-1.7	-1.6	2,286.1	2,222.4	-2.5	-2.8	2,116	2,046	-2.0	-3.3	高知県
1.5	-3.0	19,528.8	19,010.1	1.5	-2.7	2,794	2,644	3.4	-5.4	福岡県
3.8	-3.2	3,158.6	3,040.8	3.6	-3.7	2,618	2,455	6.6	-6.2	佐賀県
-0.1	-1.6	4,764.7	4,533.9	-2.1	-4.8	2,224	2,157	3.5	-3.0	長崎県
1.5	-3.2	6,242.4	6,117.6	1.4	-2.0	2,413	2,265	3.7	-6.1	熊本県
-0.4	-0.1	4,815.0	4,894.4	-1.3	1.7	2,668	2,562	2.1	-4.0	大分県
0.8	-2.4	3,993.4	3,841.6	1.4	-3.8	2,224	2,130	3.0	-4.2	宮崎県
0.7	-2.7	5,709.2	5,513.3	0.6	-3.4	2,370	2,253	3.7	-4.9	鹿児島県
0.4	1.0	3,933.7	3,984.5	-0.2	1.3	2,064	2,039	0.9	-1.2	沖縄県
0.5	-3.9	564,785.0	543,860.9	1.1	-3.7	3,101	2,916	1.4	-6.0	合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
61	3,422,664	103.6	717,238	100.2	563,462	103.3
62	3,622,967	105.9	826,181	115.2	600,936	106.7
63	3,876,856	107.0	955,102	115.6	718,103	119.5
平成元年度	4,158,852	107.3	1,066,512	111.7	807,038	112.4
2	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
3	4,736,076	104.9	1,196,915	100.5	929,323	100.9
4	4,832,556	102.0	1,102,788	92.1	873,450	94.0
5	4,826,076	99.9	987,425	89.5	751,634	86.1
6	4,956,122	101.4	957,339	97.0	713,874	96.5
7	5,045,943	101.8	976,255	102.0	722,218	101.2
8	5,159,439	102.2	1,038,733	106.4	745,079	103.2
9	5,212,954	101.0	1,043,892	100.5	781,900	104.9
10	5,109,192	98.0	907,927	87.0	709,486	90.7
11	5,065,992	99.2	870,110	95.8	698,279	98.4
12	5,108,347	100.8	927,307	106.6	720,764	103.2
13	5,017,106	98.2	853,479	92.0	676,867	93.9
14	4,980,088	99.3	811,107	95.0	644,187	95.2
15	5,018,891	100.8	843,221	104.0	658,481	102.2
16	5,027,608	100.2	874,659	103.7	678,469	103.0
17	5,053,494	100.5	896,412	102.5	706,357	104.1
18	5,091,063	100.7	939,004	104.8	746,507	105.7
19	5,130,233	100.8	948,434	101.0	768,317	102.9
20	4,895,201	95.4	888,835	93.7	710,147	92.4
21	4,738,592	96.8	682,757	76.8	607,595	85.6
22	4,792,046	101.1	735,717	107.8	620,526	102.1
23	4,701,000	98.1	721,000	98.0	610,000	98.3
24	4,796,000	102.0	769,000	106.7	642,000	105.2

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
61	-6,399	-	160,175	108.7	1,854,787	103.7
62	21,219	-	204,026	127.4	1,953,447	105.3
63	18,569	-	218,430	107.1	2,067,900	105.9
平成元年度	28,738	-	230,736	105.6	2,205,700	106.7
2	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
3	33,881	-	233,711	93.2	2,499,230	104.8
4	232	-	229,106	98.0	2,572,736	102.9
5	-4,557	-	240,348	104.9	2,631,921	102.3
6	-14,574	-	258,039	107.3	2,747,092	102.5
7	12,203	-	241,834	93.7	2,796,223	101.8
8	16,335	-	277,319	114.7	2,871,189	102.7
9	34,498	-	227,494	82.0	2,881,365	100.4
10	7	-	198,434	87.2	2,880,810	100.0
11	-32,337	-	204,168	102.9	2,895,073	100.5
12	3,344	-	203,199	99.5	2,885,343	99.7
13	-9,252	-	185,864	91.5	2,890,920	100.2
14	-13,093	-	180,013	96.9	2,888,248	99.9
15	4,735	-	180,005	100.0	2,882,973	99.8
16	12,380	-	183,810	102.1	2,884,128	100.0
17	6,146	-	183,909	100.1	2,923,976	101.4
18	4,684	-	187,813	102.1	2,933,752	100.3
19	16,576	-	163,541	87.1	2,947,275	100.5
20	13,412	-	165,276	101.1	2,881,054	97.8
21	-51,257	-	126,419	76.5	2,842,276	98.7
22	-14,774	-	129,965	102.8	2,841,923	100.0
23	-24,000	-	135,000	104.1	2,827,000	99.5
24	-18,000	-	145,000	107.3	2,854,000	101.0

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)
昭和45年度	45.6	110.8	57.9	102.1	33.0	-
50	49.6	95.6	89.4	102.3	57.0	110.4
55	67.0	102.2	117.7	112.5	78.1	107.6
60	79.7	102.5	115.7	98.3	88.4	101.9
61	79.6	99.8	109.6	94.7	88.4	100.0
62	84.4	105.9	107.7	98.3	88.9	100.5
63	91.7	108.9	107.1	99.4	89.6	100.8
平成元年度	95.7	104.3	109.9	102.6	92.1	102.9
2	100.4	105.0	111.3	101.5	95.0	103.3
3	99.7	99.3	111.8	100.4	97.6	102.8
4	93.8	93.7	110.6	99.0	99.2	101.6
5	90.4	96.0	108.6	98.2	100.5	101.2
6	93.2	103.0	107.2	98.7	100.8	100.4
7	95.2	102.1	106.0	99.2	100.6	99.9
8	98.4	103.4	104.5	98.5	101.0	100.4
9	99.5	101.1	105.5	101.0	103.1	102.0
10	92.7	93.0	103.2	97.8	103.3	100.2
11	95.1	102.6	102.4	99.2	102.8	99.5
12	99.2	104.3	101.8	99.9	102.1	99.5
13	90.1	90.9	99.4	97.6	101.1	99.0
14	92.7	102.8	97.7	98.4	100.5	99.4
15	95.4	103.5	97.2	99.5	100.3	99.8
16	99.1	103.9	98.7	101.5	100.2	99.9
17	100.7	101.6	100.5	102.1	100.0	99.9
18	105.3	104.6	102.5	102.0	100.2	100.2
19	108.1	102.7	104.9	102.3	100.6	100.4
20	94.4	87.3	108.2	103.2	101.7	101.1
21	86.1	91.1	102.6	94.8	100.0	98.3
22	93.8	108.9	103.3	100.3	99.6	99.6
23	-	98.1	-	101.9	-	99.8
24	-	106.1	-	100.7	-	100.1

(注) 平成22年度までは実績、平成23年度及び平成24年度は「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成24年1月24日閣議決定)による。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実績については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものである。

参 考

- I 平成24年度地方財政計画
- II 平成24年度租税及び印紙収入予算額
- III 平成24年度の税制改正(内国税関係)による
増減収見込額
- IV 平成24年度主要経済指標

I 平成24年度地方財政計画

【通常収支分】

(単位：億円)

区 分	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	336,569	334,037	2,532	0.8
II 地 方 譲 与 税	22,615	21,749	866	4.0
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,803	2,778	25	0.9
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	113	119	△ 6	△ 5.0
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,884	2,968	△ 84	△ 2.8
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	127	131	△ 4	△ 3.1
5 特 別 と ん 譲 与 税	124	112	12	10.7
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	16,564	15,641	923	5.9
III 地 方 特 例 交 付 金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
IV 地 方 交 付 税	174,545	173,734	811	0.5
V 国 庫 支 出 金	117,604	121,745	△ 4,141	△ 3.4
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,575	15,666	△ 91	△ 0.6
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	74,315	77,533	△ 3,218	△ 4.2
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	28,299	26,044	2,255	8.7
(イ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,474	5,378	96	1.8
(ロ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	9,767	8,503	1,264	14.9
(ハ) 子 ど も の た め の 金 銭 の 給 付 交 付 金	14,585	21,226	△ 6,641	△ 31.3
(ニ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,906	3,867	39	1.0
(ホ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	12,284	12,515	△ 231	△ 1.8
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	24,984	25,656	△ 672	△ 2.6
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	24,565	25,182	△ 617	△ 2.5
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	419	474	△ 55	△ 11.6
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	267	267	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	68	68	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	715	733	△ 18	△ 2.5
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,319	1,455	△ 136	△ 9.3
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	305	311	△ 6	△ 1.9
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	56	56	0	0.0
VI 地 方 債	111,654	114,772	△ 3,118	△ 2.7
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7
VIII 雑 収 入	40,444	40,861	△ 417	△ 1.0
IX 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 96	-	△ 96	-
歳 入 合 計	818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8

(単位：億円)

区 分	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	209,760	212,694	△ 2,934	△ 1.4
1 給与費(地方議会議員共済会負担金及び退職手当を除く)	187,154	189,340	△ 2,186	△ 1.2
(ア) 義務教育教職員	58,532	59,508	△ 976	△ 1.6
(イ) 警察関係職員	23,104	23,371	△ 267	△ 1.1
(ウ) 消防職員	12,184	12,320	△ 136	△ 1.1
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	93,334	94,141	△ 807	△ 0.9
2 地方議会議員共済会負担金	857	1,347	△ 490	△ 36.4
3 退職手当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0
4 恩給費	236	274	△ 38	△ 13.9
II 一 般 行 政 経 費	311,406	308,226	3,180	1.0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	158,820	157,481	1,339	0.9
(ア) 生活保護費	37,731	34,726	3,005	8.7
(イ) 児童保護費	10,949	10,756	193	1.8
(ウ) 障害者自立支援給付費	19,534	17,005	2,529	14.9
(エ) 後期高齢者医療給付費	21,309	19,844	1,465	7.4
(オ) 介護給付費	22,442	20,925	1,517	7.2
(カ) 子どものための金銭の給付交付金	20,730	26,691	△ 5,961	△ 22.3
(キ) その他の一般行政経費	26,125	27,534	△ 1,409	△ 5.1
2 国庫補助負担金を伴わないもの	138,095	138,601	△ 506	△ 0.4
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	15,000	△ 50	△ 0.3
IV 公 債 費	130,790	132,423	△ 1,633	△ 1.2
V 維 持 補 修 費	9,667	9,612	55	0.6
VI 投 資 的 経 費	108,984	113,032	△ 4,048	△ 3.6
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,876	6,415	△ 539	△ 8.4
2 公 共 事 業 費	51,478	53,059	△ 1,581	△ 3.0
(ア) 普通建設事業費	50,901	52,406	△ 1,505	△ 2.9
(イ) 災害復旧事業費	577	653	△ 76	△ 11.6
(直轄、補助事業計)	57,354	59,474	△ 2,120	△ 3.6
3 一 般 事 業 費	33,222	34,936	△ 1,714	△ 4.9
(ア) 普通建設事業費	32,852	34,566	△ 1,714	△ 5.0
(イ) 災害復旧事業費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	18,408	18,622	△ 214	△ 1.1
(ア) 過疎対策事業費	8,055	7,606	449	5.9
(イ) 地域活性化事業費	559	593	△ 34	△ 5.7
(ウ) 旧合併特例事業費	7,722	8,312	△ 590	△ 7.1
(エ) 防災対策事業費	1,034	1,073	△ 39	△ 3.6
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	1,038	1,038	0	0.0
(地方単独事業計)	51,630	53,558	△ 1,928	△ 3.6
VII 公 営 企 業 繰 出 金	26,590	26,867	△ 277	△ 1.0
1 収 益 勘 定 繰 出 金	13,239	13,553	△ 314	△ 2.3
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,351	13,314	37	0.3
VIII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	6,500	7,200	△ 700	△ 9.7
歳 出 合 計	818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8

(注) 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」(3,000億円)及び「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円)の合算額である。

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成24年度		平成23年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	336,569	41.1	334,037	40.5
地 方 譲 与 税	22,615	2.8	21,749	2.6
地 方 特 例 交 付 金	1,275	0.2	3,877	0.5
地 方 交 付 税	174,545	21.3	173,734	21.1
国 庫 支 出 金	117,604	14.4	121,745	14.8
地 方 債	111,654	13.6	114,772	13.9
使 用 料 及 び 手 数 料	14,037	1.7	14,279	1.7
雑 収 入	40,444	4.9	40,861	4.9
歳 入 合 計	818,743	100.0	825,054	100.0

(注) 上記の計数の合計(81兆8,743億円)は、緊急防災・減災事業一般財源充当分△96億円を含まない。

(2) 歳 出

区 分	平成24年度		平成23年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	209,760	25.6	212,694	25.8
一 般 行 政 経 費	311,406	38.0	308,226	37.3
地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	14,950	1.8	15,000	1.9
公 債 費	130,790	16.0	132,423	16.0
維 持 補 修 費	9,667	1.2	9,612	1.2
投 資 的 経 費	108,984	13.3	113,032	13.7
公 営 企 業 繰 出 金	26,590	3.3	26,867	3.2
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	6,500	0.8	7,200	0.9
歳 出 合 計	818,647	100.0	825,054	100.0

(注) 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」(3,000億円)及び「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円)の合算額である。

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

区 分	平成24年度 (億円)	構 成 比 (%)
A 歳 入		
I 震災復興特別交付税	6,855	38.5
II 国庫支出金	10,772	60.6
III 地方債	127	0.7
IV 雑収入	34	0.2
歳入合計	17,788	100.0
B 歳 出		
I 給与関係経費	145	0.8
II 一般行政経費	9,496	53.4
III 公債費	33	0.2
IV 投資的経費	8,091	45.5
V 公営企業繰出金	23	0.1
歳出合計	17,788	100.0

(緊急防災・減災事業)

区 分	平成24年度 (億円)	構 成 比 (%)
A 歳 入		
I 一般財源充当分	96	1.5
II 国庫支出金	2,059	32.5
III 地方債	4,173	66.0
IV 雑収入	1	0.0
歳入合計	6,329	100.0
B 歳 出		
I 一般行政経費	120	1.9
II 公債費	30	0.5
III 投資的経費	5,743	90.7
IV 公営企業繰出金	436	6.9
歳出合計	6,329	100.0

Ⅱ 平成24年度租税及び印紙収入予算額

(単位 億円)

税 目	平成23年度 当初予算額	平成 24 年 度					
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額	
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)	(6)=(5)-(1)
(一 般 会 計)							
所得税	源泉分	111,720	△ 950	110,770	170	110,940	△ 780
	申告分	23,180	810	23,990	△ 20	23,970	790
	計	134,900	△ 140	134,760	150	134,910	10
	法人税	77,920	10,070	87,990	90	88,080	10,160
	相続税	14,230	70	14,300	-	14,300	70
	消費税	101,990	2,240	104,230	-	104,230	2,240
	酒税	13,480	△ 90	13,390	-	13,390	△ 90
	たばこ税	8,160	1,290	9,450	-	9,450	1,290
	揮発油税	26,340	△ 230	26,110	-	26,110	△ 230
	石油ガス税	120	△ 10	110	-	110	△ 10
	航空機燃料税	460	△ 20	440	-	440	△ 20
	石油石炭税	5,120	△ 50	5,070	390	5,460	340
	電源開発促進税	3,460	△ 170	3,290	-	3,290	△ 170
	自動車重量税	4,280	350	4,630	△ 460	4,170	△ 110
	関税	8,150	940	9,090	10	9,100	950
	とん税	90	10	100	-	100	10
印紙収入	収入印紙	7,570	△ 210	7,360	10	7,370	△ 200
	現金収入	3,000	△ 50	2,950	-	2,950	△ 50
	計	10,570	△ 260	10,310	10	10,320	△ 250
	合 計	409,270	14,000	423,270	190	423,460	14,190
〔 交付税及び譲与税配 付金特別会計 〕							
	地方揮発油税	2,818	△ 25	2,793	-	2,793	△ 25
	石油ガス税(譲与分)	120	△ 10	110	-	110	△ 10
	航空機燃料税(譲与分)	131	△ 5	126	-	126	△ 5
	自動車重量税(譲与分)	2,938	239	3,177	△ 315	2,862	△ 76
	特別とん税	113	12	125	-	125	12
	地方法人特別税	15,657	926	16,583	4	16,587	930
	合 計	21,777	1,137	22,914	△ 311	22,603	826
(国債整理基金特別会計)							
	たばこ特別税	1,262	200	1,462	-	1,462	200
〔 東日本大震災復興特別 会計(仮称) 〕							
	復興特別所得税	-	495	495	-	495	495
	復興特別法人税	-	4,810	4,810	-	4,810	4,810
	合 計	-	5,305	5,305	-	5,305	5,305
	総 計	432,309	20,642	452,951	△ 121	452,830	20,521

Ⅲ 平成24年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改正事項	平 年 度	初 年 度
1. 個人所得課税		
(1) 給与所得控除の上限設定	842	143
(2) 退職所得課税の見直し	89	21
(3) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し	7	3
(4) 住宅ローン減税の拡充（認定省エネ住宅に係る措置の追加）	▲ 6	▲ 1
個人所得課税 計	932	166
2. 資産課税		
(1) 山林に係る相続税の納税猶予制度の創設	▲ 4	▲ 1
(2) 会社分割に係る登録免許税の特例の見直し	17	7
資産課税 計	13	6
3. 法人課税		
(1) 環境関連投資促進税制の拡充	▲ 5	▲ 5
(2) 福島復興再生特別措置法（仮称）に係る税制措置	▲ 154	▲ 100
(3) 社会・地域貢献準備金制度の廃止	185	185
(4) 関西国際空港整備準備金制度の改組	▲ 2	0
法人課税 計	24	80
4. 消費課税		
(1) 車体課税		
①自動車重量税の見直し	▲ 548	▲ 458
②衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物自動車に係る自動車重量税の軽減	▲ 2	▲ 1
(2) 地球温暖化対策のための税	2,623	391
消費課税 計	2,073	▲ 68
5. 沖縄関連税制		
(1) 沖縄の特別地区制度等に係る法人税の特別措置	▲ 8	▲ 5
(2) 沖縄発電用特定LNGに係る石油石炭税の免税	▲ 4	▲ 2
沖縄関連税制 計	▲ 12	▲ 7
一般会計分計	3,030	177

(注1) 上記のほか、「4. (1)車体課税」による特別会計分の減収見込額は、平年度▲378億円、初年度▲315億円と見込まれる。

(注2) 「住宅ローン減税の拡充（認定省エネ住宅に係る措置の追加）」の平年度減収見込額は、適用対象となる平成24年及び25年居住分について、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計の平均額を計上している。

IV 平成24年度主要経済指標

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対前年度比増減率					
	(2010年度)	(2011年度)	(2012年度)	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	479.2	470.1	479.6	1.1	3.1	▲ 1.9	▲ 0.1	2.0	2.2
民間最終消費支出	284.2	282.7	285.4	▲ 0.0	1.6	▲ 0.5	0.3	1.0	1.1
民間住宅	13.0	13.5	14.5	2.8	2.3	4.1	2.9	7.3	6.3
民間企業設備	62.1	61.0	64.2	2.1	3.5	▲ 1.7	▲ 1.1	5.2	5.1
民間在庫品増加()内は寄与度	▲ 1.5	▲ 2.4	▲ 1.8	(0.8)	(0.8)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.1)
政府支出	117.1	119.8	120.3	0.1	0.5	2.3	2.3	0.4	0.6
政府最終消費支出	95.8	97.9	98.3	1.6	2.3	2.2	2.5	0.4	0.8
公的固定資本形成	21.4	21.9	21.9	▲ 6.1	▲ 6.8	2.0	0.9	0.1	▲ 1.0
財貨・サービスの輸出	73.8	72.5	77.2	14.4	17.2	▲ 1.8	0.0	6.6	6.5
(控除)財貨・サービスの輸入	69.5	76.9	80.2	15.5	12.0	10.7	4.6	4.2	3.3
内需寄与度				1.1	2.4	▲ 0.1	0.6	1.7	1.8
民需寄与度				1.1	2.3	▲ 0.6	0.0	1.6	1.6
公需寄与度				0.0	0.1	0.6	0.6	0.1	0.2
外需寄与度				▲ 0.0	0.8	▲ 1.8	▲ 0.7	0.3	0.4
国民所得	349.3	342.3	349.4	2.0		▲ 2.0		2.1	
雇用者報酬	244.3	244.5	246.9	0.5		0.1		1.0	
財産所得	19.8	19.1	19.7	▲ 7.7		▲ 3.5		2.7	
企業所得	85.2	78.6	82.9	9.2		▲ 7.7		5.4	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,587	6,538	6,551		▲ 0.3		▲ 0.7		0.2
就業者数	6,257	6,243	6,269		▲ 0.1		▲ 0.2		0.4
雇用者数	5,469	5,474	5,518		0.2		0.1		0.8
完全失業率	%	%程度	%程度						
	5.0	4.5	4.3						
生産		%	%程度		%程度		%程度		%程度
鉱工業生産指数・増減率	8.9	▲ 1.9	6.1						
物価		%	%程度		%程度		%程度		%程度
国内企業物価指数・変化率	0.7	1.9	0.7						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.4	▲ 0.2	0.1						
GDPデフレーター・変化率	▲ 2.0	▲ 1.8	▲ 0.2						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	5.2	▲ 3.6	▲ 1.7						
貿易収支	6.5	▲ 1.6	0.1						
輸出	64.5	64.2	69.1		16.0		▲ 0.4		7.6
輸入	58.0	65.8	69.0		18.4		13.6		4.8
経常収支	16.1	9.9	12.2						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.4	2.1	2.5						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 労働・雇用については岩手県、宮城県及び福島県を含む全国値。なお、平成22年度は、一定の仮定の下で内閣府が試算したもの。

(注3) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	(実績)		
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	4.3	3.0	3.1
円相場(円/ドル)	85.7	78.5	77.5
原油輸入価格(ドル/バレル)	84.4	113.2	113.0

(備考)

- 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、平成23年11月1日～11月30日の1か月間の平均値(77.5円/ドル)で同年12月以後一定と想定。
- 原油輸入価格は、平成23年11月1日～11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(113.0ドル/バレル)で同年12月以後一定と想定。